

平成30年

# 文教委員会会議録

とき 平成30年2月26日

品川区議会

平成30年 品川区議会文教委員会

日 時 平成30年 2月26日（月） 午前10時00分～午後 2時31分  
場 所 品川区議会 議会棟 5階 第4委員会室

|      |     |           |      |          |
|------|-----|-----------|------|----------|
| 出席委員 | 委員長 | つる 伸一郎 君  | 副委員長 | 鈴木 博 君   |
|      | 委員  | 渡部 茂 君    | 委員   | このの 孝子 君 |
|      | 委員  | 南 恵子 君    | 委員   | のだて 稔史 君 |
|      | 委員  | 松永 よしひろ 君 | 委員   | 高橋 しんじ 君 |

|       |                           |                                              |
|-------|---------------------------|----------------------------------------------|
| 出席説明員 | 中 島 教 育 長                 | 本 城 教 育 次 長                                  |
|       | 品 川 庶 務 課 長               | 篠 田 学 校 計 画 担 当 課 長                          |
|       | 有 馬 学 務 課 長               | 熊 谷 指 導 課 長                                  |
|       | 大 関 教 育 総 合 支 援 セ ン タ ー 長 | 横 山 品 川 図 書 館 長                              |
|       | 福 島 子 ど も 未 来 部 長         | 高 山 子 ど も 育 成 課 長<br>兼 児 童 相 談 所 移 管 担 当 課 長 |
|       | 廣 田 子 ど も 家 庭 支 援 課 長     | 佐 藤 保 育 課 長                                  |
|       | 大 澤 待 機 児 童 対 策 担 当 課 長   | 吉 田 保 育 施 設 調 整 担 当 課 長                      |

○午前10時00分開会

## ○つる委員長

ただいまから、文教委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、議案審査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

本日も効率的な委員会運営にご協力をよろしくお願いいたします。

本日は3名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

---

## 1 議案審査

(1) 第15号議案 品川区奨学金貸付条例の一部を改正する条例

## ○つる委員長

それでは、予定表1、議案審査を行います。

初めに、(1)第15号議案 品川区奨学金貸付条例の一部を改正する条例を議題に供します。

それでは、本件につきまして、理事者より説明願います。

## ○廣田子ども家庭支援課長

私からは、第15号議案 品川区奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。お手元に資料、A4、1枚と新旧対照表をご用意してございます。

区奨学金制度につきましては、国、都の高等学校等の授業料への給付制度が充実したことにより、平成23年以降、貸付希望者が数名という状況を踏まえまして、見直しを検討したものでございます。

目的といたしましては、お示しのとおり、一定の所得制限は設けますが、授業料以外の費用にも活用可能とすることや、返還免除の制度を導入することによりまして、生徒本人の目標達成など、前向きにモチベーションを維持し、就職や進学への意欲や中途退学の抑止につなげるといったことを目指したものでございます。

主な改正内容についてご説明いたします。

まず、1番目が入学準備金の拡充です。これまで、公立の場合には7万円、私立の場合には20万円の定額の貸し付けという形をとっておりましたが、上限40万円で、必要金額を選択して借りることができる制度に変更いたします。

貸し付けの要件につきましては、一定の所得制限はありますが、高等学校入学予定の子の保護者に貸し付けるものでございます。

2番目に在学応援資金を創設いたします。貸し付けの対象となりますのは、これまでの授業料に加えまして、授業料以外の課外活動、修学旅行等の費用について適用範囲を広げるものでございます。

貸付金につきましては、在学期間中、60万円を上限として、必要な額を貸し付けるものでございます。

貸し付けの要件につきましては、一定の所得制限内にあり、修学や部活動などの授業料以外の活動に使うための費用が必要な方に貸し付けるものでございます。

3番目に返還免除制度の導入を考えております。免除の対象となりますのは、新設する在学応援資金の貸付額の一部または全部を考えています。免除額は最大で貸付額の上限である60万円までと設定しております。

免除の要件につきましては、まず、校長から、学業成績、出欠状況、活動状況等が書かれた推薦書が

受けられることとなります。返還免除の要件については、ただいま詰めているところではございますが、推薦書の内容に加えまして、区内等地域活動への参加実績等で総合的な審査をと考えてございます。

新旧対照表については、別紙に添付したとおりでございます。

施行の期日につきましては、平成30年4月1日、経過措置等ですが、規則で定めているところがございます。新制度については、本条例施行の日以後に貸付決定を受けた奨学金について適用するものがございます。

本条例改正前に貸付決定を受けた奨学金については、改正前の条例を適用いたします。

既にこれまでの在学資金を借り受けている者が在学応援資金の貸付を受けようとする場合につきましては、在学応援資金の貸付限度額60万円から、在学資金として既に貸付を受けている金額を差し引いた額とするものがございます。

### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

### ○渡部委員

説明を伺いました。今回、返還免除制度の導入については、全く新たな形で出てまいりました。これを取り入れるにあたっての背景を説明してください。

まとめて聞きます。これら奨学金の関係で、所得制限をつけていますけれども、大体どれぐらいになるのか。家庭の人数ですとかで、さまざま異なってくると思いますが、おおむねどれぐらいか。逆を言うと、品川区民は、どれぐらいの高校生が対象者としてこれにのってくるのかどうかをしっかりと教えてください。

それから、例えば返還免除という形になると、今までの奨学金の形とは違った考えのもとで、申し込みをされる方が相当数いると思います。まして、4月1日から始まるということで、1カ月後にはスタートするわけなのですけれども、そうなったときに、例えば応募が殺到するようなことが万が一あった場合には、現状の体制ではいけないと思うのですが、その辺はどのような体制を組まれるのか。あわせてお願いします。

### ○廣田子ども家庭支援課長

4点、ご質問いただきました。

まず、1点目の返還免除の導入の背景でございますが、今の他区の状況等を調査いたしましたところ、給付型が4区、返還免除の制度を導入しているのが2区で、検討中が5区で、既に11区が何らかの形で給付または返還免除を検討していること。

また、今後、生活保護を受けている世帯であっても、大学まで行けるようなところを目指すというところでは、高校生活であまり貸し付けで負債を持たずに進んでいけるような制度を設けたいというところで、モチベーションを上げながらできる、給付ではなく、本人の努力に伴う返還免除の導入を検討したところでございます。

所得制限につきましては、国で実施しております修学支援金の制度、都で実施しております授業料の軽減制度と同じ方式で計算する所得制限に変更しようと考えております。目安としましては、ご両親と子ども2人の世帯で、上限が年収ベースで760万円未満という設定を考えております。これにつきましては、扶養親族等の数が多い家庭につきましては、別途、考慮をされるものですが、4人家族の設定では760万円未満と考えてございます。

対象の人数でございますが、現在、15歳から17歳で、住基台帳上は、2月1日現在、3,400名程度いらっしゃいます。そこから、平成28年8月に小・中学生の生活状況調査を行っておりまして、そのうち、世帯の収入を聞いておりまして、その場合には750万円未満で切っているのですけれども、2年生で40%、9年生で56%、全体で45%なので、収入要件ではおおむね4割が該当すると考えています。

また、9年生にとったアンケートの中で、進学資金の調達に特に心配はないとお答えした家庭と、計画的に積み立てて行っている家庭というのが44%となっておりますので、対象の3,400名から考えて、パーセンテージを掛け合わせると600名程度いらっしゃるのではないかと概算で押さえているところです。

申し込みが殺到した場合の対応ですけれども、申し込みいただいた場合に、幾ばくかの交通整理をしようと考えております。そもそもの制度を導入した背景の中の1つではあるのですけれども、生保世帯や非課税世帯に対しては、国等で加算、給付される制度等があるのですが、その所得を超えてしまうと、給付される制度がなくなってしまうので、年収ベースを上げた制度を検討した中で、所得の低い世帯の給付のチャレンジ貸付であるとか、社協で行っている奨学研究資金であるとか、幾つか給付の制度が対象となる、ひとり親世帯であるとか、所得がある一定程度、かなり低い世帯に対して適用されるものを優先していただいて、そちらをご紹介していこうとするものでございます。

また、貸付にあたりましては、授業料に関して、現在もう授業料の足りない分を借りる方はほとんどおりません。部活動を熱心にやりたいため、部活動や課外活動に使う資金が必要という理由が多く見られることから、貸付の審査にあたりましては、本人が何のために、何を目的に高校生活でやっていくかなどを、作文に加えまして、学識経験者等も含めた面接を行いながら、さまざまな要件を指数化する形で、所得だけに限らず、やりたい目的に向かって、どのぐらいのお金が必要なのかも、見積もりも出させていただいて、厳正に審査していく形を考えています。

#### ○渡部委員

ありがとうございました。対象者数もそれなりに大勢いて、当然、行政が行う施策なわけで、ある程度、公平性を持っていなければならない。その中で、もう予算書は出ていますし、お金の話になってしまいますけれども、数に限りがあるわけです。それを所得が低いほうから順番になんていうことではなくて、当然、その子どものやる気ですとか、さまざまなところをみて奨学金を出していかなければならないと思うのです。まして、年収760万円未満の方々は全員ひっかかるわけですから、全員を公平にきちんと見ていかなければならないと思います。

早々に、例えばですけれども、要らぬ心配かもしれませんが、予算を超えることになった場合、どう対応していくのか。何か理由をつけて、早い者勝ちですと募集をやめてしまうのか、どうするのか。その辺の考え方を聞かせてください。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

予算につきましては、在学期間中の上限を60万円としているのですが、今、検討しているのは、年間の貸付金額の上限を30万円に定めようと考えております。当初予算については、30万円掛ける20名で計上させていただいているところです。

貸付に関しましては、返還免除制度の可能性はあるといっても、あくまで貸付ですので、必要とされる金額のみしか貸さないと考えておりますので、全員が30万円借りるわけではないという考えを持っているところです。

まずは、予算の範囲内と考えているところですが、新しく始めた制度でありますので、申し込み状況と内容にあわせまして、今後の方向性については、第1次の申し込みの後に、もう少し細かい方向性についてお示ししたいと思います。

#### ○渡部委員

まず、予算を超えた場合について要望になりますが、公平性の担保を考えたり、必要な人が借りにこられるわけですから、返還免除があるなしとは別で、そこはしっかり貸していただきたいと思います。補正を組むのか、どうするのか、明確なお答えをいただいていないですけれども、強く要望いたします。

例えば年収で差別することだけは絶対やめてほしいということだけ言っておきます。

返還免除については、これから規則等ができるというところで、さまざまなことを検討されるのでしようけれども、例えば、返還免除の制度がありと書きますと、当然、その情報が伝わるわけです。そして、それならば、借りようという方も絶対出てくると私は思っています。

ですから、そこに関して、しっかり入り口、出口というのを、ある程度、固まってきているのしょうけれども、短い時間ですが、誰もが納得するような規則にぜひしていただきたいと思います。4月1日に始まるので、その時点で規則ができていることですから、これはまた文教委員会の中で報告を願いたいと思います。委員長、調整をよろしくお願いします。

#### ○つる委員長

正副で調整させていただきます。

#### ○渡部委員

それから、周知です。漏れることのないよう周知を徹底していただきたい。後から、こんなものがあつたということではなくて、それぞれの方々に広く知らしめられる方法、どういう方法がいいかというのは、今、考えを持ち合わせていません。これが次年度以降になるのであれば、例えば公立中学校の生徒全員にこれを配ってもいいわけですから、そういうパンフレットをつくっていただければいいのですが、今回に関しては、スタートが今年度ですから、丁寧に周知、告知をされる方法を考えていただきたいと思います。これは要望で終わります。

#### ○のだて委員

今、ご説明いただいたところで、在学応援資金が新設されて、授業料だけでなく、それ以外の課外活動にも使えるようになるということで、増額もされますし、より柔軟に利用できる制度に変わって思っております。

条例の中に、返還金免除について基準を定めると書いてありますけれども、既に定められているのか確認をさせていただきたいと思います。

それから、免除条件として校長の推薦や地域活動があるとご説明がありましたけれども、これは必須になってくるのかどうかもあわせて伺いたいと思います。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

まず、返還免除の基準ですけれども、必須条件としては、校長からの推薦書を考えています。返還免除の方向性としては、推薦書の内容だけでなく、区内の地域活動等、さまざまなプラスポイントが設けられる形をつくらうという方向で検討をしておりますが、細かい基準等につきましては、募集を4月1日以降にもうかけなければならないので、方向性が決まりましたら、委員会等で報告させていただこうと考えてございます。

また、返還免除にあたって、校長の推薦は必須なのですけれども、例えば、高校ではスポーツにとて

も力を入れる、芸術に力を入れる、勉強に力を入れる、その子、その子でさまざまな、高校生活があると思います。それにプラスして、地域の活動をしたところも加点の扱いにすることなので、どれが必須というわけではなく、総合的に判断をする考えでございます。

#### ○のだて委員

校長の推薦書は必須ということで、私が危惧しているのは、推薦を受けるために高校生活の3年間が息苦しいものにならないかです。推薦を受けるために3年間、頑張らなければいけない、息苦しいものにならないか、というのも校長先生の判断が大きいと思うのです。運用してみないと、そういったところもわからないと思うのですが、柔軟な対応を求めたいと思います。推薦書というのは、より優秀、トップクラスでないと受けられないのか伺いたいです。

あわせて、今回の変更で、奨学金事業全体として、ほかにこれまでと変わるところがあるのか。例えば、これまでは東京都の制度と併用はできなかったと思うのですが、それが変わったのかどうか。あるいは、入学準備金として、保護者への貸付を今まで行ってきましたけれども、それが変わるのかどうかも伺いたいです。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

まず、校長の推薦書ですけれども、高等学校の私立、都立の校長先生たちに聞き取りを行っておりまして、高校時代に、一定程度、卒業に値する、普通に一生懸命やれば、推薦書を出さないことは考えにくいということで、非行等があった場合には出ないこともあろうかと思っておりますけれども、普通に卒業できる範囲で学校の規範にのっとって生活していれば、おおむね出るという話を聞いております。返還免除を受けるためには、一生懸命、高校生活を送ってほしいという制度なので、一生懸命やっていただきたいと考えております。

これまでの変更点については、今まで他の貸付との併用は、同等のものとはできないとしていたのですが、都の育英資金等は授業料の補完という意味合いがとて強いので、そちらの貸付との併用は可としております。

先ほどもご説明したのですけれども、給付の制度が受けられるひとり親であるとか低所得者について、一般の両親がそろっている家庭であったり、所得がある一定程度、上の方には受けられない給付の制度がある場合には、併用ができないわけではないのですけれども、そちらを先に使っていただいて、もう少し収入要件の高い方にも使えるようにしていきたいので、申し込みの段階でいろいろな制度をご説明していった上でと考えています。

入学準備金等の貸付は、今までも保護者に行っておりますが変更はございません。

#### ○のだて委員

推薦書については、卒業できれば、基本的には受けることができるということでしたので、今後の対応を見守っていきたくと思います。この返還免除制度は、卒業後の負担を軽くすることですので、私としても歓迎したいと思います。

しかし、本来的に、負担を軽くすることであれば、給付制に踏み出すべきだと思いますので、その実施も検討していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

東京都の制度との併用については、できるということで、これは改善されるということで、うれしく思います。

あと、保護者への貸付というのは、奨学金制度の趣旨に反するものですが、ほかに増額もされ、運用しやすくなるということで、賛成していきたいと思っております。

### ○廣田子ども家庭支援課長

給付につきましては、当初の検討から、品川区としては考えておりませんで、返還免除については、誰でも返還免除になる制度ではございません。目標に向かっていく努力を認める形でやらないと、給付という、ばらまきという考え方ではなく、品川区は、人と比べるのではなくて、その子のスケールで頑張ったことに対して返還免除を導入する趣旨ですので、給付をするつもりはございません。

### ○のだて委員

当初から給付制については考えていないということですが、これはばらまきだという話もありましたが、教育の機会を保証するということと、経済的な理由で受けられないことがないように、給付制が私は必要だと思っております。でも、これは意見だけ言っておきます。

あとは、先ほど予算をオーバーした場合も、今後、検討していくということでしたので、ぜひ、そういったところで多くの学生がこの制度を受けられるように、柔軟に対応していただきたいと思えます。

### ○こんの委員

確認ですが、そもそも、今、議論になっています、新規で返還免除制度の導入に至った目的はここに書いてあるのですが、どういう家庭またはその状態を想定されて、こういう制度の導入を決めたのか。区が認識し、この条例改正に至ったところをもう一度、確認をさせてください。

### ○廣田子ども家庭支援課長

大きく分けると2つありまして、1つは、高校の現場の先生方からお伺いいたしましたし、品川区だけではなく、近隣の区の高等学校等にも調査を行ったのですが、修学旅行に行かない生徒たちが一定程度、毎年いらっしゃるところで、少なくとも修学にかかわるもの、修学旅行に行けないだけではなくて、部活動も我慢している子がいるのではないかと。高校生活が充実して、授業料だけ補填されて、卒業できればいいということではなくて、総体的に考えれば、修学旅行も行って、部活動もやって、大学までみんなが行ける時代になってきていると考えまして、そちらについて貸付をし、成果が出れば免除も行うというところで、貸付の要件を広げるといった趣旨に加えて、返還免除まで進めたらというところで入れております。

もう一つは、国とか都の検討の中で、養護施設等の対象者であるとか非課税世帯であるとか生保の世帯に対しては、給付等が何万円と一定要件を設ければ給付される制度がかなり充実したのです。それを一歩、収入を超えてしまうと、補填、給付が全くないので、ある一定程度の収入要件は設けますが、非課税世帯、その上の中間層の方にも、生活の中で、楽々、子どもが学業ができるほど楽にはなっていない部分もあると思いますので、そちらに対しても支援する制度を区として独自に導入したいところが背景にありまして、今回の検討結果となっています。

### ○こんの委員

ありがとうございます。今、ご説明いただいた内容は、非常に町なかでも聞く話です。義務教育である中学が終わって、そして高校に行ったときは、教科書代も全部かかってきますし、修学旅行が授業の1つでもある。でも、この授業は、ほかの教材費とはまた違い、高額な積み立てがあるというのは、保護者の間でも、この負担は非常に大きいという声を聞きます。子どもに行かせたいけれども、行かせられないというご家庭があるというのも伺っております。修学旅行とか、あるいは、自分がやりたい、通常の授業のほかにやる部活動なども、友達とのコミュニケーション、社会性を学ぶ、大変に大事な場の1つだと思う。そうしたときに、全ての入学したお子さんがそこできちんと学業を希望どおりに学べ

る。そこで学びたいから学校に入っている。それが学べない環境になってしまう。それは違うだろうと思ったときに、この制度は非常に大事であると思っております。

今、おっしゃってくださった背景は非常に大事な視点であると思しますので、いろいろと制限をつけなければいけない、ある一定の制限は設けなければいけないというのは、これはお金のかかることですので当然のことだと思います。

いろいろとこれから要件をきちんと整理されていくところで、今、おっしゃった生活保護世帯やひとり親世帯の方が現時点で受けられる制度の上に、もう一つ、こうした制度があるということなので、この制度を活用したいというお子さんの希望ができるだけかなえられるよう、申し込みの時点でもきちんと聞き取っていただきながら、制度の趣旨にかなう使い方をきちんとしていただきたいと考えますが、そうしたところはいかがでしょうか。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

申し込みの時点で聞き取りもさせていただいて、先ほど意見もいただいたとおり、収入だけで判断するわけではなくて、その子が将来に向かって何を目指しているかも大事だと思いますので、高校生活を支援するのではありますが、その先の自立に向けた目的であるならば応援すべきです。今後、制定される品川区子ども・若者計画の中で、つまりいてもやり直せる社会というところがあるので、例えば病気で途中で休学したとしても、その後、頑張れば、不登校で苦しんでいたとしても、高校を頑張って卒業できる努力をすれば報われる形にしていきたいと考えております。申し込みの際には公平性も考えまして、非常に難しいところなので、難航しているところではあるのですが、収入要件だけではなく、さまざまな本人のやる気や将来の夢が叶うように、限りがある予算なので、どこまで行けるかわかりませんが、なるべくそちらに持っていけるように努力したいと思います。

#### ○松永委員

ご説明ありがとうございます。私からは、大きく2点ありまして、1つ目は(1)の入学準備金の中で、公立が7万円、私立が20万円の定額制から、上限が40万円の金額選択制に変更とあるのですが、必要額を書いてもらうのか。それとも、選択制ですので、例えば幾つかの金額を設定している、例えば35万円とか20万円とか40万円となっているのか、それとも、細かい数字まで書かないといけぬのか。必要額と言っていましたので、例えば10万1,500円というような細かいところまで書かないといけぬのか。その辺を詳しく教えていただきたいと思っております。

その次に、(3)の返還免除制度の導入についてです。ここに区内等地域活動ということがありまして、これは、例えば月に何回、地域の活動をしましたとか、年間通してこれだけやりましたとか、1度やったことがあるとか、具体例が決まっておりますら、ご説明いただきたいと思っております。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

入学準備金でございますけれども、近隣校に調査を行いまして、私立校だと、アンケートをみると22万円から110万円まで、かなり幅があるのですが、入学金、施設費、制服代など、平均が49万円と出ているので、かなりでこぼこがある認識がございます。入学時に教科書であるとか、必要なものが学校によってご案内をお持ちなので、入学時にかかるお金と、プラスして必要な金額はきちんと出させていただきます、その金額に沿って、1万円単位で、上限の範囲内で、40万円を超える分には40万円になるかと思うのですが、これは入学するために必須のお金なので、こちらについてはしっかりと聞き取って、必要な方には貸付の方で努力していきます。

区内の地域活動ですけれども、何をどれだけやったというところで見るとは無いのですが、今、

考えているのは、実績を確認しなければならないので、なるべくよそ様に負担をかけないように、ボランティアセンターで実施しているボランティア体験等で、数日間のメニューも組んでいたり、防災課で実施するものであるとか、地域センター等で、高校生等でもできるボランティアとか協力する活動をメニューでお示しして、その中で参加しませんかということを考えています。町会等の活動に参加することもあるかと思うのですけれども、そちらについては町会長等に負担をかけてしまう可能性があるもので、できれば地域センター等で把握する形にできないか。これについては地域活動課とこれから細かい要件を詰めていく中で相談していきたいと思っておりますけれども、できるだけ区の各部署で把握できる内容に参加しませんかという案内を貸付をしている方に送ろうという考えでいます。

#### ○松永委員

ありがとうございます。この選択制に関しては、1万円単位と理解をいたしました。

区内の地域活動に関してですけれども、まだ検討段階ということなのですが、町会長等にも負担がかかるということだったのですけれども、例えば防災訓練の参加はとても大事だし、いろいろ町会でやられている行事に、今、地域に行事に参加するようにと促している中で、そうしたところも必要ではないかと思っております。負担になるかもしれませんが、ぜひ、町会長等にお願いをしながら進めていただければと思っております。要望です。

#### ○南委員

私も、基本的にこの条例は、経済的な問題で修学が大変厳しい子どもが実態的にいっぱいいらっしゃるの、そういう方々への、3年間の高校生活をしていく上で非常に希望のある内容になるのではないかと思いますので、賛成したいと考えておりますけれども、何点か質問をしたいと思っております。

私の質問も地域活動のところで、今までの委員とダブるところがあると思うのですけれども、これを導入する理由を改めて伺いたいと思うのです。基本的に高校の校長先生の推薦書はあってもいいと思ったり、出欠状況についても、当然、病気で休むというところは別としましても、しっかりと学校に行つて学び、友達と友情を深め合う、そういうことは高校生活の大事な部分だと思うので、そういう状況について把握することは当然だと思うのです。地域活動を免除要件とした理由がどういうことかを伺って判断したいと思っておりますので、教えていただきたいと思っております。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

地域活動を免除要件とした理由ですけれども、公費を使うわけですので、返還免除をする場合に地域に貢献できる内容についても導入しないと、地域の方、一般の区民の方のご理解が受けられないのではないかという考えが1つです。

もう一つが、返還免除で要件を考えると、成績の要件であるとか、スポーツや芸術等で秀でた、全国大会で優勝するであるとか、都大会で優勝するであるとか、そういうことももちろんいいと思うのですけれども、スポーツ、勉強で全て中くらいという子ももちろんいるわけで、勉強が苦手な子もいる。そういう特筆するものがない子には返還免除のチャンスがないと、高校時代、そこでモチベーションが上がらなくなってしまうのではと考えまして、地域に理解も得られる地域活動の導入を考えております。必須と考えているわけではなくて、もちろんスポーツを熱心にやっている方は、こういう活動に参加する時間もないと思うので、すぐれたもの、何か得意なものを持っていない子のための加点となるもので導入したものでございます。

#### ○南委員

突出するところがない子はモチベーションが上がらない云々かんぬんという説明でしたけれども、私

は、先ほど申し上げたように、校長先生が成績出欠状況も含めて総合的にその子どもをどう見ておられるか。そういうことを校長先生が文章なりで書く際に、当然、担任の先生だけではなくて、学校の先生方の評価、そういうものも校長先生は書かれると思うのです。だから、一定程度、その子どものAさんならAさんの総合的な評価は出てくると思うのです。ここは苦手だけれども、こっちはすごいとか、勉強はあれだけれども、友人関係はすばらしいとか、そういう評価を持って免除にすればいいのではないかと考えているのです。

地域の活動状況を条件に付すというところは、私は、子どもの気持ちに負担を残してしまうのではないかとすごく心配をするのです。高校生活をしていく中で、それなりに真面目に普通に学校生活をエンジョイし、勉強も一生懸命やっている。そういうところで、例えば、部活動に行かなければいけない状況があったときに、地域のいろいろなボランティアの取組みとバッティングしてしまったときに、どちらを選んだらいいのかと悩むことがあってはならないと私は思うのです。

3年間の高校生活がその子どもにとって本当に豊かに、しかも、総合的な評価として、そういう評価が出される状況であれば、地域活動は関係ないのではないかと私は思っているのです。

先ほどの説明を伺っていると、そこだけで評価するわけではないということで、当然、スポーツの大会があったら、そちらを優先していただいていいという話なのですけれども、それは当然であって、いろいろな活動に参加するにあたって、自分は奨学金を受けて、免除してもらいたいと思っているから、どちらを選んだらいいのか、そういう場面を与えてしまうのは好ましいことではない、教育的ではないと私は思うのです。そういう点でどう考えるかを伺いたいと思います。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

地域の活動はマストではないので、学校の生活の中で、それだけ頑張ったというものだけでも、もちろん評価はさせていただきます。ただ、高校の生活の中で、ちょっとつまずいたりであるとか、学校になかなか出席できなかった子もいるかもしれないので、返還免除を受けるためのプラスの要素として盛り込んだという考え方をしております。スポーツでかなり上のレベルを目指しているお子さんがボランティア活動、地域の活動をできないのはこちらも重々わかりますので、そういうことではなくて、普通に修学旅行に行きたいですという理由で、そのお金を借りにきた子は、修学旅行に行っても目標達成というのではないので、地域の活動に貢献して、返還免除になるということがあってもよろしいのではないかと考えております。

#### ○南委員

プラスで盛り込んだ加点なのだとおっしゃるけれども、そうであったならば、わざわざ活動状況と書かないで、そういうところは、「等」という言葉に置きかえられるのではないかと私は思うのです。わざわざ活動状況と書いてあるというところは、そこは子どもや保護者が重く受けとめざるを得ないです。公費を貸付ていただく、それによって自分が行きたい学校に行き、勉強などをするという環境を与えてもらうということに対して、こんな活動状況を課さなくても、その子どもとして非常に重たい受けとめはあると思うのです。そこで真面目に学校に通おう、真面目に高校生としての生活ができるように、曲がった道に行かないで、しっかりやろうという気持ちはみんな持っているはずで。

中学校の卒業式に行くと、みんな、そういう気持ちを持って卒業していく。そこに毎年、私たち、議員として参加させてもらって、すごく熱く受けとめて帰ってきます。すごくこの学校の3年間の生活は、この子どもたちにとってよかったのだ、一生懸命、頑張ったのだ、先生との関係もよく見れるし、本当にそういう気持ちを持って、みんな卒業していく。加点とはいっても、受けとめる子どもにとってみれ

ば加点とは見ないです。重く受けとめると思います。

そういうことに対して、伸び伸びと高校生活を楽しんで、行けないかもしれなかった修学旅行や部活をしっかりと頑張ってやってとエールを送る。その子どもに対して、どういう形でこれがあらわれるかわからないけれども、将来的に、その子に負のイメージを与えてしまうのではないか、私はそこをすごく心配するのです。

だから、加点というのであれば、それこそ総合的に判断されて、こういう括弧書きにしているところを「等」とすることがなぜできないのですか。そこがわかりません。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

あくまでも貸付ですので、修学旅行に行きたいというときに、返還免除にならなくてよければ貸付はしますので、それが負担に感じるのであれば、貸付だけ受けるという選択肢もあろうかと思うので、それは問題ではないと考えています。

また、区民の皆様から頂いた税金が元になっていますので、貸付のところでもご指摘をいただきましたが、申し込みの入り口と返還免除のところでは絞らなければならない状況があるので、ある一定程度の基準を設けなければ、皆様の納得は得られないと考えています。

返還免除の要件については、細かくではなくて、ある程度、どういうことが要素になるのかを示さなければ、知っていたらやったのということになってしまうので、それはある一定程度、何が加点になるのかは示してあげないと、かえって不親切ではないかと考えます。

審査にあたって、一人ひとり、面接を予定していますし、貸し付けるにあたって、親御さんとお子さんには、しっかり何をやりたいかをはっきり押さえていかないと、返還免除を申請したときに、その子が何を頑張ったのかがわからなくなります。成績が非常に悪くて、卒業するために努力しなければいけない子もいれば、もともと非常に成績優秀で、大学進学でレベルの高いところを目指す子もいますが、その子、その子で評価していかなければならないと考えているので、貸し付けの際に、一人ひとり、面接をしていくつもりですので、お子さんに負担になるのでは本末転倒ですので、私どもとしてはそうならないように努めてまいります。

#### ○南委員

一人ひとり、作文と面接で判断をしていくというお話だったので、面接のときに区の考え方、このところは欠かさないで大事に受けとめてほしいということは十分、伝わると思うのです。そういうことが結果的に伝わらないのであれば、それは区の面接のときの対応がどうだったのかということになると思うし、一人ひとりにきちんと親子で面接をするという場を踏んでから貸付のわけですから、その場で、いいかげんな態度ではだめということをきちんと伝えればいい話で、活動状況等々についても見るということは口頭で述べていけばいい話で、それを別に文書に出すことは全く必要ないと私は思います。

それともう一つ、審査会で今度の新しい貸付要件を変えるという議論が当然されたと思うわけですが、もしかしたら質疑があったかもしれませんが、増額をした理由、それから、免除制度をつくることについては、審査会でどのような議論がされたのかを伺いたいと思います。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

在学応援資金については、今まで私立の場合に月幾らという形で、年間54万円を貸付していたので、若干ですが、増額です。60万円の金額につきましては、費用の中で、今までの金額と、修学旅行について一番高く設定された学校が30万円だったので、最低でも修学旅行には行ける金額に設定しないと

いけない金額なので、返還免除制度があるものの、あくまでも貸付なので、高校時代に大きな負債を持たせることは考えておりません。

返還免除にあたっての考え方で、頑張れなかった子を救う手立てはないのかであるとか、あとは、返還免除するにあたっては、高校に協力をいただいたりしながら、成績等だけではなく、広く審査の対象にするべきだという話で、おおむね教育者の方が多いので、子どもたちの現状に即した、細かい意見が出されました。

#### ○南委員

当然、そういう審議会の議論も含めて、こういう形になったということは承知しているつもりなのですけれども、修学旅行だとかクラブ活動にかなりのお金がかかる。修学旅行は、特に最高で30万円かかっている学校があるということも含めて、この金額が導き出されたのは、そういうことで理解できると思います。

子どもが有意義な高校生活ができるように経済的な側面で支援していこうというスタンスで、こういうことになったことは理解できる場所ですけれども、さっきも申し上げたように、活動状況については、面接の場面できちんとお伝えする、あるいは、学校に推薦書を書くにあたり項目の1つとするということも含めて、子どもや保護者に口頭で言えばいいことであって、そのことを大きくピックアップしていくということは、私は、貸付金という趣旨からも、教育的な観点からも、ふさわしいとは言い切れない。そこが非常に心配するところです。そういう意見を付しておきたいと思います。

#### ○高橋（し）委員

幾つかお聞きします。私、聞き漏らしたのかもしれませんが。

1つ目は、在学応援資金は30万円掛ける20人で、当初予算を計上していますが、何人の方が返還するのはまだ決まっていないということによろしいのか。

それから、もう一つは、もう高校入学が迫っているわけで、議会で議決されるのがギリギリなのですが、具体的な周知方法について、先ほどちょっとお話があったのですが、教えていただければと思います。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

まず、返還免除の人数についてですけれども、まだ基準も具体的にお示しできていないので、今、申し上げられる段階になくて申し訳ありません。

具体的周知なのですけれども、貸付については税の金額が固まる6月以降に大きな周知をしようと考えています。4月以降にご相談があったものについては、ご相談しながらとなります。入学準備金に関しては、平成31年度生の対象になると、今後、貸付になるのを、まず、区立の中学生にこういう制度があるというのを知ってもらいたいので、当初予算に奨学金関係のパンフレットの金額を計上しております。7年生から9年生までに、区の奨学金だけではなくて、進学にかかわる資金についてのパンフレットをつくって、全員に配付しようと思っています。

申し込みにあたっては、9年生については秋ごろ、10月を想定しているのですけれども、そのときに、各学校に9年生全員分を、校長連絡会で依頼をし各学校に協力をいただきながら、配付していく形を考えています。

今、平成30年度4月に入学する子のうち予約生であるお子さんに関しては把握していますので、その方には個別に申請についてご説明をさせていただくつもりです。

今、現在の高校1、2年生になると思うのですが、近くにある高校にいるのが区民とは限らないので

すけれども、近隣の高等学校には、品川区に在住するお子さんにはこういう方が対象になりますというご案内を出すつもりです。

また、ホームページ、広報紙等、区が持っている媒体で周知をするので、初年度については、もう既に入学されている方に、なかなか周知が行き届かない部分があるかと思うのですが、平成31年度生以降については、知らない方がいないように努力しようとしています。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございます。今の中学生については、今お話があったように周知を徹底していける。今、高校生の子たちのところが心配で、(1)はすでにあるとしても、(2)、(3)については新規で対象となる可能性があるわけです。何らかの形で周知する方法がないかと思って、なかなかいいアイデアがないのですが、どうでしょうか。区立の中学校の協力等も含めて、卒業生に対してという意味ですけれども、そういう形で。今、高校にいる子も(2)、(3)の対象となるわけですね。そこを確認です。

そうだとすると、中学校だと、そういった状況の生徒を把握している先生もいらっしゃるのではないかと思うのですが、そういったところと協力ができればいいと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

現在の高校1年生、2年生につきましても、入学準備金以外は貸付を受けることは可能です。

周知の方法については、まだ具体的に詰め切れていないので、委員のご提案も含めまして、これから検討したいと思います。

#### ○高橋（し）委員

ありがとうございました。拡大したり、こういった免除をすることは非常にいいことだと思っています。高校時代に努力する、一生懸命、活動することは、先ほど免除の面だけではなくて、その後、進学したり就職したりするとき、高校時代のことを就職や進学のお話するときにもお話しすることもできるし、さらに上に行ったとき、大学や専門学校へ行ったときの奨学金の申請にも、高校での努力は生かされていくと思いますので、教育的な観点としてふさわしくないとは全く私は思いません。そういった意味では、生徒がここで一生懸命するように促すことは非常に本人のためにもなるのではないかと思います。

#### ○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○渡部委員

賛成します。

#### ○鈴木（博）副委員長

賛成です。

#### ○こんの委員

賛成です。

#### ○南委員

先ほども質疑の中で申し上げましたが、地域活動を条件に入れることについては問題があると思っておりますけれども、安心して修学ができる、そういう経済的な支援であること、そして、条件はつきながらも免除制度が創設されましたので、賛成をしたいと思います。

#### ○松永委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、これより第15号議案 品川区奨学金貸付条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(2) 第16号議案 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例

(3) 第17号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例

(4) 第18号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例

(5) 第34号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例

○つる委員長

次に、(2)第16号議案 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例、(3)第17号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例、(4)第18号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例および(5)第34号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件4議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願ひます。

○佐藤保育課長

それでは、私から、第16号、第17号、第18号、第34号議案について、一括してご説明をいたします。資料をご覧ください。

まず、1の改正理由ですが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律ならびに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部を改正する法律が發布され、平成30年4月から施行となりますことから、各条例の規定整備を行うものでございます。

次に、2の改正内容をご覧ください。

まず、(1)保育料算定の基準となる所得割の計算方法の特例を設けるでございませぬ。現在、保育園等の保育料は、住民税額により算定しておりますが、今回の法改正により、指定都市の住民税率が6%から8%に変更されます。この変更により、1月1日に指定都市に居住して、その後、品川区内に転入し、保育園等に通う場合は、以前から品川区に住んでいた区民の方の6%より2%高い8%の住民税額で保育料が算定されてしまいます。利用者の負担の公平性を保つために、品川区で適用する住民税額の6%を用いて保育料を算定することを条例に記載いたします。

次に、(2)ですが、保育料の多子軽減制度の対象を拡大するでございます。現在、品川区では、生計が同一と認められる世帯内に保育園等の施設に在籍する児童が2人以上いる場合、保育料の多子軽減措置を実施しており、第2子は半額、第3子がいらっしゃる場合は無償としております。今回の法改正により、居宅訪問型児童発達支援が新設されることに伴い、多子軽減制度の対象となる施設もしくは事業所の中に、居宅訪問型児童発達支援を追加いたします。

主な改正点は以上の2点ですが、若干の文言整理もあわせて行っております。

条例の修正箇所を記載した資料は、別紙、新旧対照表（案）のとおりでございます。適用日は平成30年4月1日からとなります。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○のだて委員

今、ご説明がありました保育料の所得割の計算方法の変更ですが、この変更の対象者は何人ぐらいいるのかということと、この変更で負担増になる人はいるのかも伺いたいと思います。

あわせて、多子軽減の対象拡大ですが、居宅訪問型児童発達支援が制度上、新設されるということで、品川区には該当施設があるのか、それとも、できる方向性があるのかも伺いたいと思います。

#### ○佐藤保育課長

3点ご質問をいただきました。

1点目の対象者でございますが、まず、(1)の所得割の計算方法の関係でございますが、今、保育課で導入しているシステムの関係で、転入元がどこか抽出はできないのですが、品川区の人口動向に関する資料がございまして、その関係から言うと、指定都市から品川区に転入してくる方は、年間、大体四、五十人程度、乳幼児を抱える世帯はそれぐらいと見込んでおります。

(2)の多子軽減制度に関しましては、平成30年4月からの新しい施設になりますので、先ほどの質問にもかぶりますけれども、品川区内で今のところ施設はございません。今後もしできる予定はないと所管から聞いていますので、(2)に関しましては、影響する方は今のところ見込めないところで。

2番目のご質問の負担増になる方はいらっしゃいません。

#### ○吉田保育施設調整担当課長

就学前乳幼児教育施設、ぶりすくーる西五反田の該当者でございますけれども、所得割軽減に対する該当者はございません。

#### ○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、まず、第16号議案 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○渡部委員

賛成します。

#### ○こんの委員

賛成です。

#### ○南委員

賛成します。

○松永委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、第16号議案 品川区立就学前乳幼児教育施設条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第17号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○こんの委員

賛成します。

○南委員

賛成します。

○松永委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成です。

○つる委員長

それでは、第17号議案 品川区保育の実施等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第18号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○こんの委員

賛成です。

○南委員

賛成します。

○松永委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、第18号議案 品川区私立認定こども園、私立幼稚園および特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第34号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○こんの委員

賛成します。

○南委員

賛成します。

○松永委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、第34号議案 品川区立幼稚園条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

(6) 第35号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(7) 第36号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

#### ○つる委員長

次に、(6)第35号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、(7)第36号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題に供します。

本件2議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

#### ○熊谷指導課長

それでは、第35号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例および第36号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

まず、資料の1番ですが、扶養手当の見直しに伴う改正についてをご覧ください。これは、平成29年度特別区人事委員会勧告に基づき、扶養手当について所要の改正を行うものであります。

本改正は、幼稚園教育職員および学校教育職員、いわゆる保有教員共通の改正でございます。改正の内容につきましては、扶養手当の手当額について、現行1万3,700円としている配偶者に係る手当額を父母等に係る手当額と同額の6,000円に引き下げ、現行6,000円としている子に係る手当額を9,000円まで引き上げることといたします。また、欠配一子、いわゆる職員に配偶者がいない場合の扶養親族たる子のうち1人に係る手当の月額を1万3,700円とする取り扱いを廃することといたします。

なお、配偶者に係る手当額の減額にあたっては、受給者への影響を可能な限り少なくする観点から、平成30年度および平成31年度で段階的に実施することとし、子に係る手当額を段階的に引き上げることといたします。

次に、その他の改正についてをご覧ください。

まず、期末・勤勉手当に係る規定のうち、職務段階別加算額に関する部分について、規定整備および文言整理をいたします。こちらは学校教育職員のみになります。職務段階別加算額とは、役職ごとの職責に応じて、期末・勤勉手当において加算されるもので、平成29年末の東京都の条例改正にあわせて、3級主任教諭以上に適用されるものであると明確になるよう規定整備して、文言整理をするものでございます。

次に、平成28年度末の教職員互助会の解散に伴い、給与から控除できるものの規定から教職員互助会の会費等を削除いたします。こちらも学校教育職員のみでの改正になります。

最後に、施行期日ですけれども、両条例は平成30年4月1日より施行するものといたします。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○のだて委員

これは労使で妥結していることだと思いますけれども、幾つか聞きたいと思います。

今回、扶養手当が変わっていくところで、この影響なのだと思いますけれども、増える人と減る人がそれぞれ

何人ぐらいいるのか伺いたいと思います。

それから、ひとり親の家庭の方、欠配一子の額が今まで1万3,700円だったのが9,000円に下がるということで、これを廃止となる理由について伺いたいと思います。

#### ○熊谷指導課長

まず、1点目ですけれども、増える人と減る人といった影響でございますが、対象がまず13名おりまして、給料表や特別給と異なって、単純に増えた、減ったという話ではなく、家庭の扶養の状況によって、お子さんの年齢ですとか、そういったことによって毎年変わる可能性があるのですが、比較は困難なものですけれども、今の年齢、現在のお子さんの状況から鑑みまして、3名は平成31年度に減ります。10名は増える、もしくは変わらない状況です。ただし、お子さんの状況なので、この後、特定期間に入りますので、増えていくことになります。お子さんが15歳以降、22歳までの期間に関しては増えることになりますので、一概に増えた、減ったとは言えないと思われまます。

それから、2点目なものですけれども、欠配一子が廃止になるのはなぜかということなのですが、これは実は今から48年ほど前の昭和44年に、配偶者に係る手当額につきまして、特別に高い金額を設定していましたので、子に係る手当額と非常に差があることから、職員に配偶者がいない場合には、配偶者に対する手当ですとか、生計上の特殊性に配慮するというので、その均衡を考慮する意味から設けられたもので、配偶者と欠配一子の額が同額となっています。

ただ、今回は配偶者に係る手当を下げますので、そして、子どもに対する手当を上げるということで、手当の差が解消されることから廃止となった次第でございます。

#### ○のだて委員

影響のある方は13名いらっしゃるということで、一概に増える、減るということは言えないということでしたけれども、全体としては、この手当額は変わらないことになるのでしょうか。そここのところを確認させていただきたいと思います。

#### ○熊谷指導課長

13名がこの扶養手当の見直しに伴う条例の改正により影響が生じる方なのですが、3名だけが平成31年度は減ります。ですので、全体としてどうかというと、実際には変わらない方が2名、そして、8名は増える状況で、全体としてどうかと一概には言えないと思われまますけれども、そういう状況でございます。

#### ○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、まず、第35号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

#### ○渡部委員

賛成します。

#### ○こんの委員

賛成します。

#### ○南委員

賛成します。

#### ○松永委員

賛成です。

○高橋（し）委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、第35号議案 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第36号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○こんの委員

賛成します。

○南委員

賛成します。

○松永委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、第36号議案 学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○つる委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致で原案のとおり可決決定いたしました。

---

(8) 第39号議案 指定管理者の指定について

(9) 第40号議案 指定管理者の指定について

○つる委員長

次に、(8)第39号議案 指定管理者の指定についておよび(9)第40号議案 指定管理者の指定につい

てを議題に供します。

本件2議案につきましては、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、議案ごとに採決を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本件につきまして、理事者より一括してご説明願います。

#### ○横山品川図書館長

では、私からは、第39号議案 指定管理者の指定についておよび第40号議案 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。

第2期指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

品川区立図書館では、平成27年より指定管理者を選定し、運営をしておりますが、指定期間の第1期の満了に伴い、当該第2期の指定管理者の指定を行うものです。管理を行わせる施設は、品川区立図書館のうち品川図書館を除く10館となります。指定期間は平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間となります。なお、大崎図書館分館につきましては、開館後の平成31年1月25日から平成35年3月31日といたします。

選定の経過は、全10図書館をA、B、Cの3グループに分け、各グループごとに指定管理者候補者を募り、公募型プロポーザル方式において選定いたしました。選定事業者は、AおよびCグループをしながわTRC・リディアグループ、Bグループを株式会社ヴィアックスの2者と指定しました。選定理由は、しながわTRC・リディアグループにつきましては、全体的に審査委員会の評価が高く、提案内容が具体的であり、堅実な図書館運営が期待できる点、株式会社ヴィアックスについては、評価が高く、かつ地域特性に見合った提案、職員処遇の高さ等から、質の高い図書館運営が期待できる点が主なものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、区議会の指定議決をいただきました後、運営管理に関する協定書を締結する予定でございます。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○のだて委員

今回、2つの事業者が選定されたということで、公募型プロポーザルでやったということですが、この選定に利用者とか専門家の声を反映する必要があると思うのです。こういった選定時に利用者、専門家の意見を聞かなかった理由について、聞いていれば聞いた内容を載せていただきたいと思います。聞かなかったということであれば、その理由を伺いたいと思います。

#### ○横山品川図書館長

今回の選定におきましては、利用者および専門家のご意見はいただいております。それと申しますのも、指定管理の運営にあたりましては、半年ごとにモニタリングおよびアンケート調査を行ってまして、反応を確認しながら運営を進めてまいりました。第2期におきましても、その成果を評価基準に反映する形で評価をさせていただいているところです。そういう意味では、間接的にはございますが、専門家および利用者の方のご意見を反映したもので選定させていただいていると思います。この方法につきましては、第1期と同様でございます。

#### ○のだて委員

モニタリングで間接的に意見を聞いているということでしたけれども、モニタリングで利用者の声を

聞いていた記憶が私はないのですが、どのようにそれで反映されているのかを伺いたいと思います。

あわせて、しながわTRCは同じですけれども、これまでと違った事業者が請け負うということで、これまでのモニタリングで利用者や専門家の声が反映されているということがよくわからないのですが、もう少し詳しくご説明いただければと思います。

#### ○横山品川図書館長

モニタリングのケースですが、半年ごとに職員が各館に実際、赴きまして、利用状況を観察し、利用者の反応をお聞きしながらモニタリングする機会がございます。また、あわせまして、利用者に対するアンケート調査によって、図書館の運営状況とか使い勝手についてご意見をいただく機会を設けて、半年ごとに集まる会議を持ちまして、フィードバックしながら改善に努めてまいったところがございます。3年間ですから、全6回の積み重ねを持って、今回、第2期の指定管理の評価基準に反映させていただいているところがございます。そのような形で反映してございます。

もう1点目のしながわTRC・リディアグループ、今まではウーヴグループでしたが、NPO法人リディアが構成団体の一つとなり、こちらは同じウーヴグループの中の公共図書館の事業を担当するグループが分かれた形になっておりますので、同じメンバーなのですが、違うNPO法人という形で請け負ってございます。

また、株式会社ヴィアックスが、今回入りましたのは、そもそも今回、第2期の指定管理を行うに際して、A、B、Cグループ全部が同じ事業者であることが、事業者ごとの切磋琢磨、競争を阻害することがあってはいけないということで、応募に関しまして、3グループ全てに応募することは可能ですが、選定については2グループまでという制限を設けて、今回、指定管理の募集をしたところがございますので、結果的に2グループと1グループの請負をする事業者が分かれた形になってございます。

#### ○のだて委員

選定基準に利用者の声を反映したということですが、これは直接、住民の声とか利用者の声を聞く、または専門家を選定委員の中に入れるですとか、そういったところで反映していくのが私は一番いいと思います。そのことを要望しておきますので、ぜひご検討いただければと思います。

それと、この選定の中で、今回、この2つのグループになったということですが、その応募の件数は何件ぐらいあって、ほかの運営事業者はどういったところがあったのかも伺えればと思います。

#### ○横山品川図書館長

こちらの選定に関しましては、A、B、Cの3グループにつきまして、Aグループに2事業者、Bグループに4事業者、Cグループに2事業者の応募がございました。応募の内訳なのですが、A、B、CともにしながわTRC・リディアグループ、また、日本コンベンションサービスという会社が全てに応募してございます。Bグループの4事業者の残りの2つにつきましては、丸善雄松堂株式会社および株式会社ヴィアックスでございます。

#### ○のだて委員

その中で、今回、評価が突出して株式会社ヴィアックスが高かった、しながわTRC・リディアグループも評価が高かったということなのですが、地域特性に見合った提案ですとか、多くの職員による質の高い図書館サービス、また、提案内容が具体的ということが書いてあるのですけれども、もう少し、どうしてこの事業者が一番よかったのかをご説明いただきたいと思います。

#### ○横山品川図書館長

Bグループ、株式会社ヴィアックスの選定理由につきましては、それぞれBグループの皆さんは、3

図書館について、地域の特性であるとか図書館の位置付け、また、その図書館の地域性に合った新しい事業の提案をいただいております。

また、人員構成につきましても、実際に図書館経験のある人をほかの地域から異動させてきて、責任者として置き、司書資格のある、経験のある人間をスタッフとして集めるという提案をいただきました。ほかの事業者よりもかなり高い経験値、また、給与体系につきましても具体的に基準を設けて提案していただきまして、待遇のいい職員であれば、よりよい仕事ができるであろうという説得力を持ったご提案をいただいているところで、非常に評価が高いものでございました。

#### ○のだて委員

しながわTRC・リディアグループについてもお伺いしたのですが、そういった理由だということですが、すけれども、その経験を持った方が配置されるということですが、この間、利用者の方にお話を聞くと、職員の方がころころかわるということです。ある方からお聞きしますと、毎回、行くと人がかわっているというお話も聞いております。

そういったことを考えると、今回、株式会社ヴィアックスを新しく選定されたということですが、新しく配置された資格を持った方が長くいられるのか。地域の文化的側面を図書館は支えていくものだと思いますので、その地域に合った選書ですとか、イベントもいろいろやっていくのだと思いますけれども、そういったことをやっていくには地域に根差した人員配置、職員が長く働き続けていけることが重要だと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○横山品川図書館長

スタッフを長くとどめられるかという点につきましては、人を直接雇用する関係ではなく、指定管理につきましては、ご提案をいただいて運営をお願いする立場ですので、区がとどめることはできません。ただ、サービスの水準として、長い経験を持った人と同様なサービスをしてくださいという形をとります。また、サービスの評価をするために、品川図書館に職員を配置しておりますので、選書とかサービスの具合、事業展開については評価をさせていただいて、フィードバックし、また新しい、よりよいサービスにつなげるように協力している形で、バランスをとってございます。

#### ○のだて委員

直接雇用ではないので、区としては長くいてもらうことはできないというお話でしたけれども、実際には、職員がころころかわっている状況だと聞いております。そういったことを区は当然、つかんでいらっしゃると思うのですが、そういった中で、この評価の教育的業務がしっかりと果たされているのかを疑問に思っております。

そもそも図書館が教育機関として位置づけられており、利用者の資料収集とか情報収集、知りたいという願いに応えるためにあるわけです。今回、この選ばれた株式会社ヴィアックスもしながわTRC・リディアグループも株式会社で、こういった教育に関して利益を追求していく株式会社が担っていくのはそぐわないものだと思います。

総務省の通知でも、図書館については指定管理者制度を肯定的には捉えていないこともありますし、区として、総務省が指定管理に図書館はそぐわないと考えている。この意図は何だと思っていられるか、区はそぐわないと考えないのか、伺いたいと思います。

#### ○横山品川図書館長

今、委員からご指摘がありました、長く勤めない図書館のサービスが保たれないという点につきましては、先ほどご説明しましたように、指定管理者が行っていることを常に品川図書館の職員が評価し、

管理をする形をとって、よりよいサービスに努めてございます。

また、株式会社だから利益を追求するためにサービスの質を落とすという点につきましても、サービスを監視し、モニタリングすることも含めますとともに、多くの区民の方が株式会社のスタッフとして働いていらっしゃいます。自分の区、生活する地域をよりよくするために働く、また、図書が好きなので、司書の資格があるなしにかかわらず、図書館で勤めたいという方がスタッフで多くいらっしゃる意味でも、一概にサービスが株式会社だから低下するということとは言えないと思います。

また、総務省が指摘しております指定管理者については、図書館を外すということではなく、特に強く進めないという表現をされていたと思いますが、そちらにつきましては、意図として、委員、ご指摘のとおり、長く図書館に勤めて、経験や質を上げた職員があたることを望ましいということを基準としているものだと思います。そういうものを品川区で考えた場合、異動の制約のある区の職員が交代であたるよりも、図書館を志して、図書館専門に生きている事業者の方が図書館のスキルを継承しながら運営し、それが区に合ったものかどうかを区の職員がモニタリングし、判断し、よりよい形に協力していくという品川方式が、今のところでは品川区においてはベストな体制だと考えております。

#### ○のだて委員

公務員だと異動してしまって長く勤められないというお話もありましたけれども、それは委託をしているせいで、10館には区の職員がいない。11館もあれば、異動しても次の図書館に移ることも考えられるわけです。そういったところが経験を積んで、さらによくしていくことは区の職員でもできると思います。

それと、実際として、職員がかわっていることですか、あとは、欠員が出た際になかなか補充をしないというお話も聞いております。そういったところが、区民へのサービス低下にもつながってきているのではないかと思います。

#### ○横山品川図書館長

職員の交代の補充がされないというところは、品川図書館におきまして、今、欠員の方が何名かおりますけれども、過員状態で補充がされているので、今、定数以上の配置がされている状態でございます。

また、株式会社の今回の指定管理候補につきましては図書館専門でございますので、いろいろところで経験をし、新たに来る方も、ほかの図書館で経験を積まれた方という形で異動されてございます。区の職員につきましては、3年から5年のスパンで異動となり、同じ職場にまた戻るのとは割と例外的な形になりますので、職員での経験の積み上げよりは、図書館専門である事業者のほうがむしろ経験の積み上げは大きいものだと考えております。

#### ○のだて委員

欠員を補充したと言ったのは、多分、今のは区職員のお話だと思うのですが、区の職員ではなくて、指定管理の事業者の話ですので、そこは誤解のないように言っておきたいと思います。

あと、あわせて、働き続けるという面で、総務省が2015年に調査をした資料ですと、品川区の指定管理のチェック項目の中で、法令遵守をしているかどうかというところで、ほかのところでは丸がついていないが、図書館のところでは選定時に示している、評定に記載しているというところに丸がついております。こういったところでは、こういった基準になっているのか伺いたいと思います。

#### ○横山品川図書館長

先ほどの質問に戻りますが、事業者の欠員という考え方なのですが、指定管理におきまして、応募のときに何人を基準として公募するという形はとっておりません。その規模の図書館を運営するのに十分

なスタッフを配置していただきたいとしておりますので、人がかわったとしても、それぞれの事業者で十分に運営できると判断された人数を配置していただいていると思います。ですので、欠員という考え方は、多分、地元の方が、この間、会った職員がいないという意味で欠員とおっしゃっているのではないかと推定されます。

もう一つの指定管理の法令遵守の項目につきましては、公募の際に図書館法、地方公務員に求められる守秘義務と同じような基準を求めて、全ての法令について遵守する項目を要求するとし公募してございます。

### ○のだて委員

欠員のところですけども、何人という募集はしていないというお話ですが、私がお話を聞いたところでは、もともと2人いたところが1人になるとか、そういった状況から欠員になっていると聞いております。全体の中で必要な人数を把握されているといったところとは、ちょっと違うと思います。

### ○南委員

これは、品川図書館を除いて当時は、9館ですけども、3年前に指定管理にしたわけですが、そのときの説明を改めて思い出してみたときに司書の資格の問題なのです。委託をしたほうが、ほとんど多くの職員が司書資格を持っているから、司書資格のところでは言えがいいという答弁だったと思うのです。

改めて、現在、9館、そして、これからは分館も含めて10館が指定管理になるわけですけども、そこで、しながわTRCについては継続してということなのですが、そこも含めて、新しく指定管理を受ける事業者として、司書資格を持つ職員を配置するのか、何%の人が司書資格を持って、品川区の図書事業にあたるのか。その辺を1つ教えていただきたいと思います。

それと、品川区の行政サービスを指定管理とすべきではないと私は思っているし、とりわけ図書館はなじまないということで、総務省が指定管理、指定管理と旗を振っているけれども、図書館事業についてはむしろ減ってきている。23区は逆に増えているようでありますけれども、その辺の実態も教えていただきたい。

さっきも申したように、品川区の事業を受けているのですから、これから始まる長期基本計画改定に向けた作業が各部署で行われていますけれども、そういう改定にあたって、図書館事業が指定管理者の方々にどういう意見を伺って反映しようとしているのか。そういう意思が当然なければおかしいと思うのですけれども、その辺のことも伺っておきたいと思います。サービス計画作成に指定管理者として関与するのか。

それから、指定管理者に対して、1日ごとの業務日誌はあるのか、ないのか。あるとしたら、どんな内容のものかを知りたいです。新しいところで、条例の審査ですので、具体的なそういう資料も提示していただきたかったと私は思いますので、改めて教えてください。

それから、業務日誌には要望だとか苦情等々の記録、あるいは、さまざまな会議を自治体の担当者との間でもしていると思います。そういう会議がやられているのか、どのくらいのペースでやっているのか、また、その内容、出席者の状況、そして、研修も当然、行われていると思いますけれども、研修内容、研修時間、研修回数。それから、今もおはなし会をやっていると思いますけれども、学校との関連というのも、学校図書館との関係であると思うのですが、それが拡大されているのか、充実されてきているのか。あるいは、幼稚園とか保育園あるいは病院などへの連携、それらが今までとどう違うのか、向上したのか、そのあたりも伺いたいと思います。

### ○横山品川図書館長

たくさんご質問いただいたのですが、司書の資格につきましては、新しい事業者は6割に近い司書資格者を確保すると提案してきております。これは、全国での委託先の司書資格が50%前後ですので、かなり高い状況になると思います。

また、指定管理が事業になじまないという点につきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり、指定管理の事業に関して、区の職員が直接モニタリングを日々行いながら、お互いの協力の中でサービスの質の向上を図ってございます。

また、長期基本計画への反映につきましては、今回の指定管理の公募についてもそうですが、区の方針を理解するという項目を設けて公募をさせていただいている関係上、応募の事業者につきましては、長期基本計画、そのほかの区の方針を踏まえた上で提案をいただいております。日々の中で、これからの長期基本計画の改定についてもご意見をいただく形で反映をするものでございます。

また、1日ごとの日誌があるかどうかにつきましては、もちろんございます。その中で、要望や苦情についてもご報告いただきまして、必要な苦情やご意見につきましては、品川図書館と一緒に考えてご回答し、対応する形をとらせていただいております。

また、研修につきましては、各事業者で、図書館専門事業者としてのそれぞれの研修計画を持って実施しているところなので、今まで区の職員が受けていた研修よりも、図書館方面については、司書の資格もそうですし、レファレンスや蔵書点検の資格もそうなのですが、かなり充実した図書の専門の研修を受けてございます。

また、会議の持ち方につきましては、指定管理に各図書館長がおりますので、地区館長会議を月1回、品川図書館で行うほか、児童担当者会、一般担当者会、また、障害者サービスの会につきましても、障害者サービスについては若干、違うのですが、週に1度程度、そのような形で持たせていただいて、日々、連絡をとり合いながら運営にあたっております。

学校図書館との連携につきましては、学校図書館に関しては、また支援スタッフを別で募集しているところなのですが、そちらと連絡をとりながら、ボランティアの育成であるとか、読み聞かせやアニメーション等のそれぞれのトピックスの研修を一緒に受ける形で切磋琢磨してございます。

おはなし会につきましても、今までは通常のおはなし会だけだったのですが、指定管理者導入の後は、0、1、2歳のおはなし会であるとか、ブックスタートとして、赤ちゃんに対する絵本のご紹介という形でご提案をいただいて、事業の展開を拡充する形で行ってございます。

また、保育園、病院につきましても、アウトリーチのサービスを拡充させていただいて、障害者サービスについては、地区館から対象者のお宅へ運ぶサービスも指定管理者になってから行い始めたところがございます。

また、サービスの拡充につきましても、指定管理者が入ってから、1日図書館体験員だとか、学校方面へ出向いての本の紹介というサービスを拡充して行っております。

## ○南委員

それぞれ答弁をありがとうございます。

導入にあたって、随分、私どもも共産党としていろいろな意見を申ししてきたので、そういうことが反映されて、拡充も含めて、あるのかと聞いておりました。しかし、長い目で見たときに、この3年間の事業の中で、今、こういう説明があったとおりののだと思うのですけれども、重要なことは、これからその状況がキープされていくか、いかないかだと思いますので、ぜひキープしていただきたいとあえて申し上げておきたいと思います。

それから、司書資格については6割だと、全国からすればかなり高いとおっしゃったのだけれども、6割ということは、そうではないスタッフも、当然、4割いらっしゃるわけです。私が言うまでもなく、図書館の担当課長ですから、当然、そういうおつもりでいらっしゃると思いますけれども、図書館というのは地域にとって知識の集積で、いろいろな区民が本を読みたい。その読みたい本というものいろいろあるわけです。気軽な雑誌から専門書まで、いろいろある。自分ではなかなか保存できないから、図書館に行けば昔の文献が保存してある。昔の蔵書、そういうものも含めて、きちんと保存しておくのが図書館の仕事の重要な1つだと思うのです。そういう点について、品川区の図書館は、この3年間、短い間ですけれども、指定管理者になって、その辺がどこまで守られ、拡充されていったのかについて、1つ伺っておきたいと思います。

それから、先ほどモニタリングでいろいろとやっているというお話でしたけれども、先ほどの質疑を聞いていたら、モニタリングで利用者のことを観察しているとおっしゃっていた。しかし、住民の意見を聞かない理由として、そうおっしゃっていたけれども、モニタリングでどんな内容を観察して、どうなっているのか、どう評価をして、住民の意見を聞かなくてもいいとなったのか、その辺の説明がない。アンケートについてもそうでしたけれども、そこはもう少し具体的に内容をしっかりつかんでおきたいと私は思いますので、教えていただきたいと思います。

そして、司書資格を持つのが6割でいいと私は思いません。導入当初は、ほとんど大半の職員が資格を持っている人なのだという説明でした。当時、品川区は、区の職員で司書資格を持っている人は非常に少なかったです。残念ですけれども、そういう現状でした。したがって、指定管理になるとそんなに多くの職員が司書資格を持っている、それはすごいと私は率直に思ったのだけれども、今の答弁で、6割というのは期待を裏切られたという感想を私は持ちました。6割でいいのかどうか、そこについて伺いたいと思います。

本が好きで応募をして職員になる、そういう方々なのだという先ほどの説明もあったわけですから、司書資格を持つ人を積極的に採用して、誰が窓口に来て、誰がレファレンスを担当するにしても、きちんとした職責を果たせる、住民の要求にきちんと応えられる、そういう対応が求められるし、だからこそ資格が必要なのだと私は思いますので、その点について、しっかり伺っておきたいと思います。

### ○横山品川図書館長

大きく3点いただいたと思います。

知の集積上の図書館において、地域資料はどのように扱われているかという点なのですが、こちらについては、選書の基準や除籍の基準等を図書館で設けてございます。地域資料は大事に必ずっておかなければならない、品川区の独自の財産という形で区分けしておりますので、指定管理者についてもそうですが、品川図書館でしっかりと保存させていただいている状況でございます。

また、モニタリングについてでございますが、半年ごとに項目を定めて、区民満足の視点でアンケート調査を実施、予算執行の観点で、執行額や執行内容についての調査を行います。また、サービス改善やサービス向上については各項目を設けて、また、職員が実際、赴いて、1日程度の観察期間を設けて、どのような対応をされているか、どのように利用者の方が受け取られているかを見させていただいて評価をする形を繰り返してございます。組織運営管理体制につきましても、各地区館の責任者を中心にヒアリングを行いまして、どのようなところに改善点があるか、どうすればうまくいくかということをや、行いながらする形でモニタリングをして、批評するだけではなく、改善を一緒に考えて、品川図書館と事業者と一緒に改善する形で努めてまいりました。

それと、司書資格の6割が少ないというのは、確かに専門機関として、10割いっしょるのが望ましいとは思いますが。ただ、国会図書館や都立等の県単位での図書館以外で司書を全員そろえているところは、今のところ皆無でございます。また、事業者におきましては、採用して、人を育てて一人前にするという、その期間も必要でございます。最初から専門家を雇うというのはかなりハードルが高いところでございますし、司書の資格を取るのも、一定程度、勉強をしないとなかなか難しいと考えますと、資格だけを基準として選ぶのは非現実的などころがあるのが1つ。

また、これは何の資格についてもそうなのですが、司書の資格を持っているだけでは何もならず、経験を積み重ねることがまず重要なので、資格がなくても、また、パートの期間でお勤めになられている方であっても、先輩の指導のもとで、日々、窓口に立ち、経験を積み重ねることで一人前になるという意味では、司書でなければ勤められないと区切ってしまうことは、かえって全体のサービスの質を落とすことになると思います。

また、先ほどご案内しましたように、区民の方も多くスタッフとしてお勤めになられています。区民の方が勤める機会として、司書の資格がないとだめという言い方はできません。また、実際、お勤めいただく中で経験を積み重ねて、実際の司書に進んでいただく機会にもしていきたいと思っております。

#### ○南委員

資格の件ですけれども、当初の約束と違うということを私は言いたいのです。国会図書館以外が100%でないからいいではないか、そんなことにはならないではないですか。そんなの関係ない話でしょう。品川区は品川区独自で図書館業務をやっているのですから、国会が少ないから品川区が少なくてもいいと、品川図書館長は本当にそう思っているのですか。とんでもない考え方だと私は思います。

それから、区民に働いてもらっているから司書資格を求めないということも、私は間違っていると思います。図書館というのは、館長も認めておられるように、司書資格を持っている人が対応するのがいいわけでしょう。もちろん働く中で司書資格を持つようにするのは、別に図書館だけではなくて、どの専門職でも、現場を見ながら、体験をしながら資格を取るよう働きかけるということはあることです。そこは認めます。

しかし、区民が働いているから、最初から資格がなくでもいい、そんなことは間違っていると思います。そういう考え方はやめていただきたい。当初の約束のとおり、きちんと誠実に実行していただきたい。そのことは強く言っておきたいと思っております。

それと、先ほどモニタリングの観察等々について説明いただいたのですが、具体的な説明がありません。どうやっているかのプロセスはあったけれども、私は具体的な内容を知りたいのです。住民の意見を聞かなくてもいいということの根拠に、こういうふうに観察し、こういう結果として自分たちは見ているから必要なんだと判断した。そこを聞きたいのに、その答弁がありません。もう一度、そこは聞きたいと思っております。

それから、資料収集についてですけれども、当然、とっておくのは当たり前です。それは図書館の重要な役割です。しかし、あるのは品川図書館という話でした。地区館でなぜ収集、保存をしないのか。地区館は保存しなくてもいいと考えているのかどうか。そこを伺いたいと思っております。

#### ○横山品川図書館長

司書の資格につきましては、確かに司書資格がある人が100%勤めるのが専門の図書館としての理想的な姿だと思います。図書館についても、それぞれの性質があると思います。専門家が専門の資料を扱う国会図書館とか大学図書館とか、そういうところはまさに専門家が専門の知識を得るために来ると

ころでありますので、司書資格は必須なのかもしれません。

区立図書館については、むしろ気軽に来て、相談をしながら本を選ぶことが多い、中心となる業務ということにつきましては、司書の専門資格があるのがもちろん望ましいですが、實際上、取ることが難しい状況があるというところでは、先ほどご説明させていただきましたように、まずは勤めていただいて、経験を積みながら、最終的に専門家として育てていただく過程も、図書館の中で過ごす機会を提供するという意味では重要な役割を果たしていると思います。

また、モニタリングの項目につきましては、実際上は接遇について、アンケート調査で、満足、やや満足、リファレンスは満足、やや満足、おはなし会についても同じような形でアンケートをとりながら、どうしてこの点が不足しているかをそれぞれその日において検討しながら、図書館全体でよくするにはどうしたらいいかというのをやる機会とさせていただいております。

また、地域資料の保存につきましては、品川図書館だけではもちろんございません。ただ、規模的に中心館が、倉庫スペースも資料収集の地域資料のコーナー等も充実しておりますので、全ての資料について品川図書館にあります。地域地区図書館については、例えば大井であれば折口信夫の資料は大井図書館に置くように。その地域に合わせた資料を中心に、できるだけ多く収集する形になりますが、全体のバランスとスペースの制限もございますので、バランスをとりながら、調整しながらやってございます。

#### ○南委員

司書資格については、私は、当初の説明と違っていることは指摘しておきたいと思います。もちろん働いていただく方は本が好きで、本に携わる仕事をしたいということが最大の応募理由だということ、私もそこは理解できるところであります。したがって、できるだけ司書資格を取得していただけるような働き方を行政としてもしていただきたい。そして、事業者としても、そこは大事にしていきたいということは改めて言うておきたいと思います。

それから、資料の収集については、スペースの関係では、そういうことであるということならわかるけれども、先ほどの説明では品川の中央館でやっているということだけだったので、それでは違うということで改めて質問をいたしました。品川図書館にあるということは、それはそれで重要なことですが、品川図書館まで行かなければいけないとか、あるいは、取り寄せるのに時間がかかるとか、非常に利用される方の不利益が出てくるわけで、そうあってはならないと思います。できるだけ地区図書館でも必要な資料収集はして、ずっと継続していただきたい、拡充をしていただきたいということは要望としてお願いしたいと思います。

それから、モニタリングとアンケートの部分ですけれども、何回聞いても、区民の意見を聞く必要がないという理由にモニタリングとアンケートということを先ほどおっしゃったと私は理解しています。モニタリングやアンケートの質問項目は誰がつくっているのか。区民の声がそこに反映されているのか、されていないのか。今の説明でそういうことがわかりません。だから、区民の声を聞く必要があるのではないかと。利用者協議会なり、そういうところが本来はあっていいと思うのですけれども、そういうものもない中で、改善も含めて、いいものにしていくためにも区民の意見をしっかり聴取する必要があると思うのです。そういう点で、幾ら聞いても、そこはわかりませんので、きちんとそこについては答弁をしていただきたいと思います。

#### ○横山品川図書館長

ご説明が不足して申し訳ございません。アンケートにつきましては、必ず自由意見欄を設けておりま

して、区民の方の改善意見や苦情や新しい提案について書いていただくことになってございます。そちらにつきましては、館長会等、全体の会議の中でそれを発表しまして、どうしたらそれを取り入れられるか、この提案については良いから、ぜひ実行しようということで、必ず反映をする形をとってございますので、間接的に区民の方のご意見を反映させていただいている状況と認識してございます。

#### ○南委員

何回も聞いて、ようやくわかりました。何回も聞いて、ようやくここまで出てきたので、適切に質問を理解していただいて、適切な答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○渡部委員

区民の意見を聞いていないわけがなく、こうやってアンケートをとってくる、それで判断しているのだから、それは区民の意見を聞いてやっているのは当たり前なので、何の議論をやっているのだろうという感じがいたしました。それはそれで、区民の皆様の意見をしっかりこれからも聞いてやっていただきたい。

2点、聞きたいのですが、前回は指定管理は3年間で、基本的に品川区の指定管理は5年間を目安にしてやって、今回は5年間に戻ったということは、3年間の指定管理がうまくいったから、この先は5年間でやっていくという認識でいいのかどうか教えてほしい。

先ほどのほかの委員に対する説明の中で、前回の指定管理では、今回と同様にA、B、Cでたしかグループが分かれています。そして全部、一括で決まっていたはずですが、今回、それを切磋琢磨してもらって、2つの事業者にこれをやってもらうのはすごくいいことだと思います。

基本的には、しながわTRC・ウーヴグループが今までずっと3年間やってきたようなことが、新たな事業者も、当然、素晴らしい提案をしてきたのでしようけれども、それに向かってやっていただけるのか。

要は、何が言いたいかという、2事業者の間で格差が生まれにくいような仕組みづくりはされているのかを教えてください。

#### ○横山品川図書館長

2点、ご質問いただきました。ありがとうございます。

3年間から5年間に期間を延ばしたことにつきましては、3年間、初期の導入経過として、モニタリングをしながら、指定管理がよかったのかどうかを継続的に見てきたところでございます。そういう意味では、今回、5年間に延ばしたことは、これが非常に区民の方にも好評で、運営も安定し、こちらが望ましい方法だと判断できたからでございます。

もう一点目につきましては、今回、4事業者から2事業者になりますので、サービスの格差が生まれないかというご心配につきましては、定期的に会議を設けております。また、事業を実施するにあたっては、必ず企画書を出していただく形になりますので、いい企画については必ず共有して、取り入れられるところは取り入れる方式をこれからもとっていきたいと思いますので、各グループの連絡を密にする形で、いいところをさらに伸ばしていく運営方式でございます。よろしくお願ひいたします。

#### ○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

採決に先立ちまして、まず、第39号議案 指定管理者の指定についてに対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願ひいたします。

○渡部委員

賛成します。

○こんの委員

賛成します。

○南委員

反対です。

○松永委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、第39号議案 指定管理者の指定についてについて採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

次に、第40号議案 指定管理者の指定についてに対する各会派の態度を確認いたします。

それでは、自民党・子ども未来からお願いいたします。

○渡部委員

賛成します。

○こんの委員

賛成します。

○南委員

質疑で言ったような内容で、反対です。

○松永委員

賛成します。

○高橋（し）委員

賛成します。

○つる委員長

それでは、第40号議案 指定管理者の指定についてについて採決いたします。

本案は挙手により採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

[賛成者挙手]

○つる委員長

賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決決定いたしました。

以上で、本件および議案審査を終了いたします。

会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時07分休憩

○午後1時10分再開

○つる委員長

休憩前に引き続き、会議を再開します。

---

2 請願・陳情審査

平成30年請願第7号 認可保育園入園のための制度改善を求める請願

○つる委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を行います。

それでは、平成30年請願第7号 認可保育園入園のための制度改善を求める請願を議題に供します。

本件は初めての審査になりますので、書記に朗読させます。

[書記朗読]

○つる委員長

朗読が終わりました。

それでは、本件について、理事者からご説明願います。

○大澤待機児童対策担当課長

それでは、私から、本請願の項目についてご説明いたします。

初めに、請願項目1、認証保育所の3歳児が提携先の認可保育園に入園できるようにということでございます。

今年度、7月の文教委員会において、認証保育所と認可保育園の連携は難しいとのご説明をさせていただいておりますが、その時点からこれまで状況に大きな変化はございません。

まず、大前提として、認証保育所を利用されている方の卒園後の受け入れにつきましても、3歳児の枠を十分に確保ができてございます。平成30年4月1日の3歳児の申し込み数は414名、それに対して、認可保育園の3歳児の受け入れ枠数は523名でございました。

今回、請願をいただきました、ひよこの家保育園の近隣につきましても、1次選考が終わりました現時点で、当該園から1キロメートル圏内にはございます認可保育園4園に14名の空きがございますので、3歳以降の預け先が見つからないケースはないと考えます。

次に、前回と同じ説明になりますが、認証保育所を利用されている方の中には、保育認定を受けていても、区外の認証保育所を利用されている方がいらっしゃる一方で、区外の方が品川区内の認証保育所を利用されている場合や、保育認定を受けていない方が認証保育所を利用されている場合がございます。そのため、連携施設を設定した場合、公平性の担保が難しくなります。

また、区内認証保育所の半数、13園については、3歳以上の受け入れも実施しており、3歳から認可保育園と連携させることは困難です。一律に2歳までとなっている小規模保育事業と違い、それぞれ園の受け入れ状況が異なる認証保育所の利用者にとっては、認可保育園へ入園を申し込む際に調整指数が加点となる現行の制度のほうが、より公平なものと考えます。

次に、請願項目2の認可保育園の増設についてでございますが、区では、認可保育園の整備を進めております。今年4月には16園を開設いたします。引き続き、総合的な待機児童対策を進めてまいります。

○つる委員長

説明が終わりました。

ご意見、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○のだて委員

今、請願についてご説明がありましたけれども、一番上の項目なのですが、請願が提出される際にお話を伺ったのですけれども、4月から復職が決まっていたということなのですが、その方の第8希望まで書いても、どこにも入れず、運よく認証保育所に入れたからよかったのですが、また3歳のときに同じ思いをすることになってしまいます。

また、別の話では、入園申し込みをしても入れるかわからない。保護者の方は不安を抱えております。そのために、幼稚園にも申し込みをしている。幼稚園の入園費用はいろいろありますけれども、約20万円になっておりまして、枠を押さえるために、内定日に振り込まなければいけない。そのお金も返ってこないということがあります。

また、幼稚園についても、第1希望、第2希望という思いがある場合、内定日が第2希望のほうが早い場合、2園分、払わなければならない場合もあるとお聞きしております。

こういった状況を区は認識されているのか。また、こういった切実な思いをどう考えていらっしゃるのか。保育園に入園できなければ、生活が成り立っていかない。計画していた生活が壊されてしまいますので、そこは小規模もやっておりますし、認証保育所でも連携をやっていくべきなのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

1次で不承諾になっている方がいらっしゃるの事実です。ただ、2次の空きの3歳児の総数ですけれども、30園で173名分、今、空いてございます。1次の不承諾者が64名、そのうち36名は転園希望を出されていて、不承諾になっている方なので、実数としては28名です。28名の方に対して173名の枠がございまして、2次であいている園を希望園の中に入れていただければ、ご心配せずとも認可保育園に入園できる状況でございます。

#### ○のだて委員

空きとしては36名、転園希望を入れても64名ですから、173名で対応できるというお話でしたけれども、昨年、1名の方が待機児童になっています。つまり、今、例えば幼稚園の話もしましたけれども、そういった手立てを講じなくとも、3歳では実際に入れると言い切れるのか。

また、昨年も1名の方がだめだったというのは、地域でのマッチングの問題もあると思います。そういったところを考えても、来年度については3歳児が確実に入ることができると言えるのでしょうか。伺いたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

数で見ていただくと、確実に入れる枠はあるというご説明をせざるを得なくて、それが絶対かと言われると、それは、今、不承諾の方がどの範囲まで、自分が通う範囲として設定するかという個人の問題もありますので、そこについては、私が今の時点で絶対にということは言えません。

ただ、小規模保育事業というのは、認定を受けた方が区の利用調整によって入園しています。認証保育所については、中には区の保育の認定を受けていない方もいらっしゃいますし、また、利用調整にかかっていないので、指数としてかなり低い方も入園されています。そこが小規模保育事業と絶対的に異なる点でございまして、そういう意味では、認証保育所の方が希望の園に全て入れるかという、それは小規模保育事業の方と指数の問題が違いますので、かなり低い方の場合は、希望園の状況によって

は入れないということもある可能性はございます。

#### ○のだて委員

いろいろ個々の状況によって、絶対とは言えないということですが、そうなってくると、保護者の皆様は不安になると思うのです。実際、3歳のときに入れるのかは、申し込んで、ふたをあけてみないとわからないので、そういった不安を最初に入るときにも抱え、また、3歳になるときも抱えということになってしまうと、安心して生活を送ることができない状況だと思うのです。

そういったことをなくしていくためにも、連携園のシステムをつくっていくことが必要だと思います。小規模保育事業では連携がある中で、認証保育所するときにも3歳でまた新たに申し込んでいかなければならないことになってしまいますので、その負担の部分を軽減していくということでもやっていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

不安とか安心という面では、2次募集の際に少し範囲を広げて希望していただければ、区内のどこかには必ず入れる状況ではあるということです。

それから、連携についてですけれども、先ほども申しあげましたように、指数が低い方が入園されている認証保育所の実情の中では、ほかの区外の認証保育所を利用されている方、また、ほかの施設を利用されている方、3歳から入園を希望される方との公平性という観点から、より指数の高い方を優先して入園していただくという意味では、公平性の面で、連携園は今の状況では考えづらいということでございます。

#### ○のだて委員

2次募集で、区内のどこかには入れるというお話でしたけれども、あまり遠過ぎては通い続けることができないということになってしまいますので、地域でのマッチング、そういった問題がないようにしていかなければいけないと思います。

ですので、区が今、この連携をやらないということであれば、枠的には入れるという話ですけれども、入れなかった場合に何か手立てを講じなければいけないと思いますが、そのお考えはあるのか伺いたいと思います。

それと、2番目の請願項目ですけれども、認可保育園が足りていないということで、全くそのとおりだと思います。本会議で共産党が質問のときに言いましたけれども、小学校には待機児がいない一方で、保育園は待機児がいるというのは、自治体の保育の責任を果たしていないと思います。

この間、品川区は認可保育園を増設しておりますけれども、それでも待機児がいるというのが現実です。それを解決していかなければ、保護者の方は仕事を続けられませんか、安心して生活を送ることができないので、保育を保証していくのが自治体の責任だと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

最初の公平性というのは、例えば、区外の認証保育所を利用されている区内の方が全体の2割ぐらいいらっしゃると思いますので、連携園を設定すると、その方たちは宙に浮いてしまうということで、公平性は保てない。

あと、先ほども言いましたように、認証保育所の方は利用調整にそもそもかからないで入園していますので、指数が低い方がほかの方よりも優先的に認可保育園に入ることは、認証保育所以外の方から見れば公平性に欠けることだと思います。

地域のマッチングにつきましては、今年度、子ども・子育て計画を改定いたしまして、地区ごとに分

けて、開設計画を今後、立てていくことで、バランスよく開設したいと思っておりますので、そちらで解決していきたいと思っております。

入園できない場合の手立てですけれども、それは今後も新規開設を進めていくことと、空いている園を、できるだけ早い時期にお知らせして、選んでいただくということをやっていくことだと思っております。

待機児童につきましては、認可保育園の開設を中心にまいりますが、それだけではなく、認証保育所をはじめとして、さまざまな事業の実施により解決をして、解消をしていきたいと考えております。

#### ○のだて委員

公平性という説明がありましたけれども、品川区が認証保育所も進めてきて、区の保育の部分を担当いただいている部分では、3歳以上も預かる場所があるというお話もありましたけれども、そういった園をつくってきたということは、もともと3歳でまた入園しなければならないということを生み出してきた責任も品川区にはあると思うのです。そういったところをしっかりと考えていただいて、入れるようにしていただきたいと思います。

あと、認可保育園の増設ですけれども、さまざまな事業で対応していくというお話がありましたけれども、東京都の保育ニーズ実態調査が行われまして、速報版が出ております。この中で、利用のニーズの乖離も明らかになっているのですけれども、この利用実態では、公立認可保育園を希望しているのが51.9%、私立の認可保育園が39.3%であるのに対して、実際に利用しているのは、公立が17.0%、私立が21.4%と、大きな開きがあるわけです。認可保育園に入りたいということが求められているのだと思います。保護者の方の願いだということが明らかになっていると思います。入園を希望している全ての子どもたちが入れるように増設をしていくことが必要だと思います。

品川区も待機児ゼロを目指すということでやっておりますので、今年4月に待機児を出さない、こういった取組みが必要だと思います。認可保育園を希望する方が全て入れるようにしていただきたいと思います。と思いますが、いかがですか。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

認証保育所を卒園された方への区の責任ですけれども、区は新規開設をして3歳の枠を広げて、数としてきちんとそろえることで責任は果たしていると考えています。待機児童解消につきましては、先ほども申し上げましたが、認可保育園の開設を中心に進めてまいりますが、それだけではなく、認証保育所等も含めまして、解消に努めてまいりたいと思っております。

#### ○のだて委員

認可保育園中心でやっていくということですが、それが今、足りていないのが現状なのです。待機児をゼロにしていくことをしっかりと進めていただきたいと思います。先ほどご紹介しました実態調査の中でも、利用していない人の中にも、利用したいけれども空きがないという方が30.7%いらっしゃるということですので、認可保育園の増設が本当に望まれていることとなります。待機児ゼロをしっかりと実現していくために、認可保育園の増設を区もしっかり責任を持って進めていただきたいと思います。

あわせて、請願の中には、保育士の処遇改善についても書かれております。質の担保の面でも、処遇改善をしっかりと進めていただきたいと思います。

#### ○南委員

まず、基本的なことを伺いたいですけれども、認証保育所は今現在、何園あって、2歳までの認証

保育所、子どもを受け入れるのは何人か、3歳児から就学前の5歳まで可能な所は、先ほど13園とおっしゃっていましたが、改めて、そのあたりの数字を伺いたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

区内の認証保育所は26カ所ございます。3歳以上も受け入れている所が、先ほど言いましたように、その半数の13です。2歳までの定員は306人になります。

#### ○南委員

全部、定員数も伺えばよかったですけれども、認証保育所が26あって何人の定員枠があるのか。2歳までは306人とおっしゃったのですが、就学前までの保育園は何人か、改めてそこを教えてください。

品川区は今でこそ、認可保育園、企業立中心ですけれども、認可保育園をつくるように取組みが以前と変わってきたと私は思っているのです。以前は認可保育園ではなくて認証保育所を中心につくっていたと思っています。なぜ認可保育園を中心に、そうやってきたのか、区の思いも伺えればよいと思っています。

それと、先ほどの質疑を伺っていて、今年は定数枠が523名、受け入れ枠があるということだったと思うのですけれども、申請数に比べて523名あるので、十分、枠はある。近隣のひよこの家保育園の皆様が請願を提出されたので、ひよこの家保育園の近隣で見れば、1キロメートル圏内に4園、14名の空きがあるとたしか説明されたと思うのです。必ずしも1キロメートル圏内に住んでいる方だけがひよこの家保育園に預けているのではないのではないかと思っているのです。こういう説明をされても、よかったとは受けとめられないと私は思っているのです。そのあたりの実態を品川区はどう受けとめていらっしゃるのか。その辺も伺いたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

先ほどの2歳までは306人というのは、それは違いました。申し訳ありません。2歳児までしかない認証保育所の定員は、済みません。計算をさせてください。300人は2歳児の定員でした。

認可保育園を中心にするというのは、先ほど委員からもありましたけれども、保護者の方のご希望は認可保育園が一番多いということで、0歳児から5歳児まで同じ園で過ごしたいご希望が多いと思っておりますので、認可保育園を中心に進めております。

1キロメートル圏内の捉え方がというのは、例えば認証保育所と認可保育園を連携する場合もそのような考え方でつないでいくと思いますので、例として出させていただいたのですけれども、一般的に近隣に住む方が多いと思われますので、近隣の園をもとに、数字を計算させていただいております。

#### ○南委員

では、冒頭の基本的な園数と定員数について、この質疑の中で教えていただきたいと思います。

私、1つ伺ったのは、認証保育園を中心にかつては増設してきたけれども、今日では認可保育園が中心になっていると思っているのですが、その答弁がなかった。5歳までの認可保育園に通して入れたい保護者の希望もあるというご説明の中で、そういうことから変更されたと伺ったのですが、改めて、そこは確認をしたいと思うのです。

保護者の願いは、認可保育園に入れたい、これが最初から今日までずっと続いていることだと思うのです。しかし、区のこの間の対応は変化はあったけれども、変化する前までは認証保育園をつくるということで、認証保育園を中心にしか建設してこなかった。そういうところの住民の要望、願いを受けとめ切れていなかったのではないかと、私はそう思うのです。

そういう中で、今はやむなく、認可保育園に入れたいから認証保育園に入れざるを得ないということで認証保育園に入っている方のほうが多いのではないかと私は思っているのですけれども、その辺の認識は、区はどう思っているのか。もちろん認証保育園が近くだからいいとか、すごく子どもに優しい保育をしてもらえそうな感じだからいいとか、親の希望する理由はいろいろとあると思うのです。しかし、認可保育園に入れたい願いは、ここ最近の話ではなくて、ずっとあったと思っております。その点について、区の認識を伺いたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

先ほどの2歳までの認証の定員数です。失礼いたしました。416名です。

#### ○南委員

園数は。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

園数は13園です。認証保育園を中心にしてきたのは、認可保育園がなかなか開設が難しかったこともあって、この間、国も東京都も開設に関してかなり支援をしておりますので、認可保育園は開設しやすくなってきてございます。一定のニーズには応えられるように認可保育園の開設を進めているということです。

#### ○南委員

認証保育園の3歳以上も預かるという保育園が13園あるということで、定員は何人か、そこを答えていただきたいと思います。

それと、私が一番言いたいのは、今回、これだけの空きがあると先ほど説明されましたけれども、先ほどからの説明は、1次審査には不承諾通知を発送せざるを得なかったが、再申請していただければ入れる枠はあるという状況だと思うのです。そういう状況になったのは、たまたま今年だけではないか。今までは厳しかったと思うのです。今年は1歳の枠を広げる努力をされていますけれども、3歳の枠が増えたというのは、区のそれなりの努力もあると思うけれども、2歳までしか預かれないけれども、3歳になっても入れる状況はこれからずっとあるというふうに見ていいのですか。その辺を伺いたいの2つ目です。

それから、3つ目は、先ほどひよこの家保育園近隣に4園、14名の枠があるとおっしゃって、ひよこの家保育園の皆様はほぼ入れるのではないかと見ていると私は説明を受けとめたのですが、さっきも申したように、遠くから来ている人もいらっしゃるわけです。そういう方は、やむなくバスを乗り継いでこられたり、雨の日も大変だったと思います。そういう努力をされて、ひよこの家保育園に自分の大事な子どもを預ける、期待をして、頑張って通園してこられたと思うのです。3歳になってから、またそういう状況を繰り返すのは、あまりにも子どもにとっても負担が大きいし、働いているお父さん、お母さんにとっても負担が大きいのではないかとと思うのです。そういう子を1人も出さないで済むと区は考えているのか。そこのところの答弁がなかった気がするので、もう一回、そこを伺いたいと思います。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

3歳以降も受け入れている園は13園あって、定員としては509名です。来年以降ですけれども、平成31年4月につきましても、小規模保育事業と認証保育園を卒園されて認可保育園に申し込まれるであろう方の見込みが今のところ316人です。それに対して、平成31年4月の3歳児の入園可能数は、今のところ、最少で403名となりますので、来年度につきましても、入園を希望される3歳児のニーズには応えていけるものと考えています。

また、平成31年4月の既存園の2歳児、3歳児の定員差は211名の予定です。それに対して、本会議でも答弁がありましたけれども、今後も800人から1,000人の開設を目指していますので、その定員差と新規開設園でこの先も見込んでいきますので、3歳児の枠については確保できてございます。

#### ○南委員

予想としては受け入れることができるというお話なのですけれども、それは予想だということと、個々の状況は違うと思うのです。そのあたりをどう見るかということも1つ大事な視点ではないかと思えますし、全ての方に本当に納得していただける、そういう対応をしていくことが大事だと思います。数字上は可能だということなのですけれども、個々のいろいろな状況もきちんと受けとめて対応をしていただきたいということ、この問題に限らず、全ての問題に言えることですが、改めて、そこは強調しておきたいと思えます。

それで、認可保育園と小規模保育事業の連携は、認定を受けているから、その区としての責任として、そういう連携をとっているということで、認証保育園ではそうでないと。区外の方が2割いらっしゃるという話なのですが、区外の方がいるという事実、現実はあるのです。

これから認可保育園として受け入れる枠が増えるので、だから、今回のような3歳のときにまた保活をしなければいけない、そういう苦勞が解消されるということなのだろうけれども、認証保育園を品川区は数年前まで力を入れてやってきたという、そういう責任上、きちんと就学するまでの保育の保証はするべきではないかと思うのです。その点についてはどうなのでしょう。

認可保育園の開設が国や東京都からの経済的な支援が厚くなったから、最近でこそ、認可園がいっぱいできてきているけれども、しかし、それ以前は認証保育園が作りやすかった。東京都の認証保育を東京都知事も進めていた。そういう現実もあったのではないかと私は思います。

しかし、認証保育園をつくってきて、認可保育園に入れない人は、みんな、そこに行かざるを得なくなってしまった。そういう状況の中で認証保育園に子どもを預けている方が、2歳児でまた保活をしなければいけないというところは、私的契約だから、公平性に欠けるということで、ばしっと断ち切るのではなくて、区の責任としてフォローするべきだと思うのです。そういうフォローをする意思について、どう品川区としては考えているのか。そこは伺っておきたいと思えます。

#### ○つる委員長

南委員に申し上げます。先ほどの質問と同内容かと思われませんが、表現が違うだけであって、先ほど国、都の支援があつて、それを受けて、今後は3歳は大丈夫かというご質問があつて、それに先ほどご答弁があつたと私は理解をしています。今の内容も含めて、同内容の質問かと思えます。なので、質問の内容を変えて、もう一度、質問してください。

#### ○南委員

委員長が指図しないでください。

#### ○つる委員長

委員長の議事進行に関する権限です。先ほど待機児童対策担当課長が、それも含めて2度ほどご答弁をされていると理解をしていますので、内容を変えて、もう一度、質問されるか、ご答弁をもしされることすれば、先ほどご答弁したとおりの趣旨になろうかと思えます。

#### ○南委員

それは委員長の理解であつて、私は私の聞きたいことを聞いているのだから、答弁させてください。

### ○つる委員長

冒頭の委員会が始まる前に、効率的な運営にご協力願いますということで皆様のご了承をいただいて、委員会が始まっております。それはしっかりとご理解の上で、今のご質問に対してのご答弁を求めますが、その理解をして、質問を考えていただくようお願いいたします。

それでは答弁をお願いします。

### ○大澤待機児童対策担当課長

3歳児の入園につきましては、区としても責任を持って、皆様が入園できるように今後も開設は続けてまいります。また、開設にあたりましては、3歳児の問題がございますので、必ず2歳と3歳の定員差を少なくとも3名以上はとってくださいと事業者にはお願いしてございます。どの事業者もそこを守ってくださっていますので、今後も開設が増えるたびに2歳と3歳の定員差は増えます。地域性についても、今回、計画では6区画に分けておりますので、必ず3歳になるときに、認証保育園を卒園するときに、希望される方はいずれかの認可保育園には入園できると考えております。

### ○南委員

区民の皆様が子育てしながら働きたい、そういうために認可保育園を希望しておられた。昔からそういう状況はずっと父母の側にはあるわけです。そういう状況をきちんと受けとめて、品川区としては保育の責任があるわけですから、きちんと認可保育園の建設をしてこなかった、そこのところ今回のような事態が発生する要因があったのではないかと私は思っているのです。その点についての認識はいかがでしょうか。

### ○大澤待機児童対策担当課長

本格的に待機児童対策に取り組んだ平成22年から、認可保育園はコンスタントに増やしておりますので、きちんと計画を立てて、それに沿って今後も開設をしていきます。

### ○南委員

区としては、さっきも言ったけれども、保育ができる環境を整える責任があるわけです。児童福祉法に明確に決められているわけです。それにのっとって、父母の皆様が認可保育園をつくってほしい、認可保育園に子どもを預けて働きたい、安心して働きたい、2歳になったら保活をしなくても済むようにしたいと。その働いたことによって、その方々の税金が品川区に入るわけです。保育料も当然、きちんと払っておられます。そういう方々の保育要求を根っから受けとめないでいた時代があった。そのことに対しては、今後、繰り返さないようにしていただきたい。これは私の強い要望です。それは私の要望であり、同時に区民の要望です。そこのところをしっかりと受けとめていただきたいと思います。そこについての認識を責任者から改めて伺いたいと思います。

そして、今回は認可保育園に子どもが3歳児になったときに転園をさせる、そういう子どもにとっての不利益はあるけれども、数的には大丈夫だろうとなったと。最終的に見るまでわかりませんけれども、数の上では大丈夫という体制になったということではありますが、今後、そういうことは繰り返してはいけないと私は思うのです。

だから、例えば2歳までしか預からない認証保育園については、何らかの対応を求めていく、そこまで言っているのかという心配を持ちながらも、そういう気持ちはあります。そういう点については、どう考えたらいいですか。認証保育園であっても、5歳まで通って保育を受けたい、しかし、行くところがないから、2歳までの保育園で当面しのいでいきたいということで、そこを選ばざるを得ないといって選ぶ人が圧倒的だと私は思うのです。そういうことに対して、0、1、2歳の3年間はそれなりに生

活はできるけれども、3歳を前にしたこの時期に、お父さんやお母さんたちが不安になっていく、そういう不安な状況を子どももそれなりに、小さい子ながらも受けとめてしまう、そういうところがあると思うのです。

そういうことに関して、先ほどのだて委員が言ったように、予防策として幼稚園の入園もお願いしておく。私、金額を聞いて驚きましたけれども、園によってまちまちだと思います。でも、20万円の予約金を払うのです。区が今までとってきた、間違った政策の中で、そういうことをさせているのです。だから、私は繰り返し言っているのです。そんな負担をさせてしまって、どう思うのですか。納税している人たちではないですか。子どもたちをそういうふうに路頭に迷わせて、不安に陥れているのですか。そこのところを聞きたいのです。見解をきちんと教えてください。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

認可保育園の開設は今後も進めてまいりますので、3歳児で路頭に迷うようなことは今後はありません。認証保育園と認可保育園の連携につきましては、公平性という観点から難しいと考えております。

#### ○南委員

2歳までしか預からない保育園が13園、416人分あります。こういう保育園は、これからも存続していくと思います。そして、不承諾通知をいただいた方は、そういう保育園を選択する場面があると思います。選択せざるを得ない状況に対しては、どう区としては考えているのですかと聞いたのですけれども、答弁がありません。答えてください。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

認可保育園を開設していきます。

#### ○つる委員長

南委員の質問は認証保育園に入らざるを得ない人たちの気持ちに対してどう答えていくかということで、今のご答弁はその先だと思います。先ほどの質疑を整理させていただくと、おそらく認可保育園をきちんと増設させていくことが前提にあるかと思いますが、そういう中で、認証保育園に入らざるを得ない人たちの気持ちをどう理解しているかというところによろしいですか。

#### ○南委員

認可保育園に入りたいけれども、不承諾通知をもらってしまった、残念だと言って、どこかを選ばなくてはいけないわけです。その選ぶときに、2歳児までしか預からない認証保育園を選ばざるを得ない区民も大勢いらっしゃるわけです。現に416人もいらっしゃる。そういう選択をせざるを得なくなっている区民に対して、また保活をしなければいけない。そういう苦勞をしていることに対して、改めていくべきだと私は思っているのです。2歳までの保育園ではなくて、何らかの形を考える必要があるのではないかという趣旨の発言をしました。答弁をお願いします。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

認可保育園をつくっていますけれども、ニーズには追いつけない現状があって、その中で選考させていただいて、残念ながらご希望に沿えない方もいらっしゃいますが、その場合は、例えば認証保育園でしたら保育料を助成して、認可保育園に入った場合と同じ保育料にしているとか、それなりの対策はとっております。

#### ○南委員

保育料の助成をしているからいいということにはならないと思うのです。

#### ○つる委員長

質問を続けてください。

#### ○南委員

2歳児までの保育園に入れざるを得ない人に対しても、保育料を補助しているのだからいいというわけにはいかない。全然、次元の違うことを答弁されたとは思っているのです。違う答弁だと思います。

#### ○つる委員長

ご答弁が完結されていると思いますが、同じ答弁でも結構ですから、今の質問に対するご答弁をお願いします。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

ニーズに応えられるように、今後も認可保育園の開設は進めてまいります。

#### ○渡部委員

最初の説明で大体わかるお話でございまして、品川区が保育の認定をして、当然、保育園に多くの方がお申し込みいただいて、それを公平に審査しなければならない中で、指数というのはすごく大事です。同じような審査をしている、小規模保育事業との連携はそのとおりでございます。認証保育園というのも、よくよく聞けば、今ご説明があったような話の中で、指数の違いがあったりですとか、区外の方だった、ましてや、区のお子さんでも他区の認証保育園に通っていらっしゃる子もいてという中で施策を進めていかなければいけない。

この間、認可保育園の昔の話を相当蒸し返してやっていたけれども、今の現状として、認可保育園をどんどんつくって、待機児解消にずっとあたられてきているわけです。今回も、その説明の中で、少なくとも今年は、この先を見ても、認証保育園に行かれていますお子さんが、その後、引き続き保育の施策で漏れない形になるということで話は終わっているのだから、それ以上も以下も全くないと思います。

もっと言うと、例えば2歳から3歳のときに上がれなかったらどうするではなくて、例えば、1次で今回、確かに不承諾の方がいらした。今、私たちが何も質問していないから答えていないだろうけれども、そこで不承諾が出た方々にだって、すごく丁寧な説明をしているわけです。2次に応募してくれば間違いないと、丁寧に対応をしているのだから、そういうところで私たち区議会議員でも、知恵を出し合って、こうしたらいいとやればいいのに、あれはだめだ、これはだめだという議論をやっている。品川区の子どものことがどうやったらよくなるのか、きちんとみんなで考えましょう。せっかく文教委員会があるのだから、そういう議論をしましょう。

とりわけ、先ほどから課長がずっとお話を丁寧にさせていただいた中で、絶対的な約束はできないのだけれども、今までの品川区の子どものバランスと、ある程度の保育園のバランスを見ていって、確かに連携をするほうが厄介になることはあります。南委員も途中で言っていましたけれども、この保育園だって、よそから来ている人がいる、その地域性がと言ったときに、何でもかんでも反対のものをとりあえず言うてくるから、そんなのを聞いていたら、なおさら連携なんかしないほうがいいと私らは普通に思います。

課長、これだけ、本当にこの先も基本的に2歳と3歳の問題というのは、あらあら品川区は順調にいけそうだと今日の審議の中では捉えてよろしいのですかね。

#### ○大澤待機児童対策担当課長

現在の2歳児と3歳児の定員差、新規開設園の3歳児の枠で、申込者分は全てクリアできる数になっております。

## ○こんの委員

私も、今の議論をずっと伺っていて、確かに請願項目の1番について問題はあろうかと思っております。ただし、今のご説明をずっと聞いていると、枠の中でマッチングの問題は確かにあるかと思えますけれども、一応、指数の低い方も認証保育園にはいらっしゃる。その方でも認可保育園に移れるような、選び方によっては大丈夫だというご説明があった。私のこの理解で合っているかどうかの確認が1つです。

あえてそこに行かざるを得ないという言葉がありました。確かにキャパの問題があります。増設、増設と一生懸命、区はしてくださっておりますが、それでも転入者が多い品川区においては、一定数、設けていても、それを上回る転入者が越してくる。これをどう手当てするのだというところも努力をしていることは私も十分理解しているところなのです。どうしても認証保育園に、一定の期間、そちらに行って認可保育園に移る、この流れは待機児童の対策を補完していく一役を担っていただく認証保育園としての大事な役目だと思っているのです。1番について問題はありますが、今おっしゃったようなことで丁寧にしてくださっていることをさらに続けていただきたいと思いますが、その点、いま一度、ご説明と、私の理解が合っているかどうかを確認させてください。

## ○大澤待機児童対策担当課長

認証保育園に在籍している方で、保育の認定を受けられる方については、3歳から認可保育園への入園は可能です。認証保育園については、認可の補完的な役割ということで、何年か先には、申込者の希望が減ってくれば、一定、役割が終わる時期が来るかもしれませんが、いましばらくは認証保育園の必要性はあると思っております。

## ○鈴木（博）副委員長

今、議論を聞いていて、もうあらあら話は済んでいると思うのです。ただ、1つだけ、私のところにも、ひよこの家保育園をはじめ、周りの認証保育園から、たくさん、父兄の方が患者でいらっしゃるのです。さっき認可保育園に入れないから、しょうがなく認証保育園に入って、認証保育園についていろいろ不満なのだけれども、そこで2年間過ごしているのだというニュアンスの発言があったかに聞こえたのです。

それで、私が言いたいのは、認証保育園に行っているお子さんを見ていても、結構、みんな元気で、伸び伸びやっているし、決して、入れないから、そこに無理やり入って、不満な日々を送っている状態ではない。私の率直な日ごろの感想なのです。

だから、3歳児で移る、そのご努力に、区から丁寧な説明は必要だと思うのですが、認証保育園は認証保育園で、そこでいらっしゃっている、今現在、生活している方と、また、そこに入りたい方もいると思うので、それはそれで大事にしていきたいのです。

だから、認証保育園に対して、先ほど保育料の助成をしているというお話があったのですが、それ以外にも区として、認証保育園も大事にして、いろいろとサポートしていただきたいと思うので、その点では、ほかにどのようなことをされているのでしょうか。

## ○大澤待機児童対策担当課長

認証保育園そのものには、運営費の助成等をしています。また、保育の質ということでは、東京都の指導検査のときに必ず区も立ち合うということで、いろいろ細かい点を見ています。

あとは、認証保育園は、かなり緩やかな部分もありますので、中には認証保育園をあえて選んで入園されている方もいらっしゃるかと思えます。

### ○鈴木（博）副委員長

認証保育園に行かれているご父兄の方とか、現に生活しているお子様たちが非常に幸せに豊かに生活できるように、認可保育園に負けないように、その辺、区としてのサポートをよろしくお願いします。

### ○南委員

さっき私の発言を正確に聞き取っていただけなかったところがあったので、あえて申し上げますけれども、私は、認証保育園が全部だめという趣旨で言ったつもりはありません。そして、補完という言葉が課長がおっしゃったけれども、補完という位置付けで見ているのかどうか、私はいろいろあると思いますけれども、とにかく待機児を救ってくれる、そういう役割も果たしていただいていることは事実だと思います。そして、それぞれの保育園が、運営者、経営者の皆様をはじめ、職員の皆様が本当に子どもを大事に育てたいという思いの中で保育をしていただいていると私は思っています。何カ所もの保育園を施設見学させていただいて、いろいろなお話を伺っておりますので、そう受けとめております。日ごろ不満ばかり持って保護者が子どもを預けているなんて、そんなふうには全然思っていないし、そんなふうにしたつもりもありません。そこは正確に理解をしていただきたいと思います。

私が言ったのは、0歳、1歳、2歳で保育園に通っていて、3歳に上がるのは、もうそういうクラスがないので、その時点で保活をして、新しい保育園を見付けなくてはいけない、そういう苦労について言っただけであって、保育のことを不満に思って預けているなんて言ったら保護者の皆様にも失礼だし、認証保育園の皆様にも失礼だし、そんなふうにして言ったわけではありませんから、曲解はしないでいただきたいと思います。

### ○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、平成30年請願第7号の取り扱いについて、ご意見を伺いたいと思います。

本請願を継続にするあるいは結論を出す、どちらかご発言願います。また、結論を出すのであれば、その結論についてもあわせてご発言ください。

自民党・子ども未来からお願いいたします。

### ○渡部委員

本日、結論を出すというところです。先ほども申し上げましたが、説明でもわかりやすくしていただきましたように、さまざまな問題の中で、認証保育園と認可保育園の連携というのは確かにそうです。認証保育園がよくて入りたいという方もいらっしゃるれば、必ずしも保育の認定を受けていらっしゃる方もいる中で、認可保育園との、連携は無理があると思いました。

3歳児に上がる際には、必ずどこかしらの園には入れるという話も伺っています。万が一、この先にもそういう状況があったときには、しっかりと手厚い対応を保護者、お子様にさせていただければと思います。

認可保育園につきましても、品川区はでは、この先にも計画がありますし、まだまだ増えていっている状況であると思いますので、この請願に対しては不採択とします。

### ○こんの委員

今日、結論を出すでお願いします。先ほども確認をさせていただきましたが、この請願の項目の1番については、区としても、きちんと3歳に上がる時の手当て、あるいはご案内、そうしたもので、ほぼ3歳のときに認可保育園に移る、そうした手続と流れになるように努力をされている話を理解できました。

ただ、地域のマッチングというところでは課題もあろうかと思しますので、引き続き、できるだけ自宅から近いところで、ご希望に沿うような認可保育園に移れるような手立てを要望しておきたいと思えます。

2番については、鋭意、努力をして、これだけ園を増やし、さらに平成31年度も努力をするというご答弁をいただいているところです。

したがって、この請願の内容については、区としては努力をしている。さらに努力をしていただきたい要望も含めて、このことについては不採択とさせていただきます。

#### ○南委員

今日、決めていいと思います。私どもは、この請願は採択をしたいと思っております。

今、区で努力をしている話は伺いました。しかし、今年に限らず、例年、認可保育園で認証保育園に預けておられるお母さんたちが、次の保育園はどうしようか、どうなるのだろうかと苦勞してこられた、そういう事実があるわけです。そういうことに対して、きちんと区が受けとめて、そして対応していただくべきだと思うし、大事な品川区の未来を担う子どもたちだし、豊かな保育を保証する自治体としての責任もあるという点を、改めて、この請願が出されたことは、区の担当にしっかり受けとめていただきたい。私は、そのことを強くお願いしたいと思います。

区が努力をしていることは否定しておりません。認めて、これからもその立場で頑張ってくださいと思うのは言うまでもないことです。しかし、この間、こういう苦勞を父母にさせてしまったというところは、これからの保育行政、増設にあたっての計画づくりに、大いにここは受けとめていただきたいと思っています。

そして、まだしばらくは人口増もある中で、今、品川区に住んでいる子どもの状況だけでなく、いろいろな状況の中で、当分、保育園の入園希望が増えていく方向にあるということは、繰り返し、議会でも言われてきております。品川区としても、きちんと間に合うような増設して、不承諾通知を受け取った、そういう関係でも、きちんとプラスマイナスを見て、緊急対策をするべきだと思っております。

特に請願項目の2番のほうも力を込めて進めていただきたいとあえて申し上げて、採択の理由にしたいと思えます。

#### ○松永委員

私たちの会派では、本日、結論を出すということです。

請願項目の1番に関しましては、認証保育園と近隣との認可保育園との提携という部分に関しましては、先ほどの議論の中でも確認をさせていただいたのですけれども、公平性に欠ける部分もあります。その次の提携先の認可保育園へ通うことができるという部分に関しましては、私たちの会派では、認可保育園に限らず、認証保育園など総合的な判断をしまして、さまざまな手法を取り入れて、待機児童対策に取り組むべきだと考えております。

請願項目の2番に関しましては、現状を踏まえて、今後も認可保育園の増設を進めていかれるということも先ほどの質疑の中で確認をさせていただきました。

この請願第7号に関しましては、不採択とさせていただきます。

#### ○高橋(し)委員

今日、結論を出すということで、請願項目の1番については、議論になっていますが、説明の中で調整指数の公平性の点、それから、2、3歳の定員差、あと新規の開園で、数字的に見ても吸収できるということでもあります。問題は、ほかの委員からもご指摘がありましたけれども、丁寧にご案内をぜひし

ていただくということで、現状の区の姿勢でいいと思います。

請願項目の2番でございますけれども、これは1番とも関係してくると思いますが、今年も1歳のお子様の不承諾が450名ということで、0、1、2歳のところをいかに入れる形をとっていくかということですので。

現状も努力されていますが、今後も対応していくというところでありましたので、その点で進めているということで、この請願に関しては不採択であります。

#### ○つる委員長

それでは、請願第7号については、結論を出すとのことご意見でまとまったようでございますので、そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

それでは、請願第7号は、本日、結論を出すことに決定いたしました。

それぞれ委員のご意見を伺いましたので、まず、請願第7号につきまして、挙手により採決を行います。

平成30年請願第7号 認可保育園入園のための制度改善を求める請願を採決いたします。

お諮りいたします。

本件を採択とすることに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

#### ○つる委員長

賛成少数でございます。よって、本件は不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

---

### 3 報告事項

専決処分の報告について（報告第1号）

#### ○つる委員長

次に、予定表3、報告事項を行います。

専決処分の報告について（報告第1号）を議題に供します。

本件につきまして、理事者より説明願います。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

私からは、報告第1号 専決処分についてご報告いたします。お手元にA4、1枚の資料をご用意してございます。

こちらにつきましては、品川区女性福祉資金貸付条例に基づきまして、配偶者のない女性等の経済的自立の助成を目的とした女性福祉資金の貸付金におきまして、返済が滞っている借受者、保証人に対して督促等を行って、返還を求めてまいりましたが、返還に応じないため、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、専決処分を行い、東京簡易裁判所に対して支払いを求める訴えを提起したものでございます。

訴えの提起の内容につきましては、品川区女性福祉資金返還請求で1件でございます。総額については、11万2,000円です。

お手元の資料の事件一覧を見ていただきまして、こちらにつきましては、女性福祉資金の中の事業継

続資金について、平成15年5月に貸付を行ったものですが、平成27年ごろより返還が滞ったため、専決処分を行い、訴えの提起を起しております。

専決処分の日には平成29年12月25日で、借受者、保証人ともに提訴しております。

貸付金等の金額については、表にお示しのとおりでございます。

訴額につきましては、残っている元本の金額でございまして、提訴につきましては、滞納の日数に応じた延滞利子についても返還を求めるものでございます。

専決処分も、平成30年1月12日に提訴しております。

#### ○つる委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

#### ○のだて委員

平成27年ごろから滞り始めたということですが、もうちょっと詳しい経緯を教えていただければと思います。平成27年に全く支払いが行われていないことになるのか、それとも、断続的にはありますが、払っていたことになるのか伺います。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

平成26年までは順調にお支払いされていますが、平成27年を最後に、体調が悪いということで滞り始めたのですが、その後、連絡がとれませんでしたので、再三にわたり、郵送とか電話の督促を行ったのですが、連絡がとれなかったため、弁護士に委任し、弁護士からも督促状を出しましたが、反応がなく、連絡がとれなかったため、今回の提訴に至っております。

#### ○のだて委員

そうしますと、まだ相手方の状況はあまりつかんでいないということですね。体調が悪いということはありましたけれども、これは事業資金ですから、仕事を続けられないとかいったことも把握されているのか伺いたいと思います。

#### ○廣田子ども家庭支援課長

先ほど申し上げたとおり、平成27年12月以降、連絡が全くとれておりません。

#### ○のだて委員

全く連絡がとれていないということですが、これは意見として言っておきたいと思いますが、連絡がとれないからといって、裁判を起して、おどして返済を迫っているというのは役所のやることなのかなと思いますので、訪問を行うなどの方法もあると思いますし、できるだけ手立てを尽くしてやっていくことが必要だと思います。ぜひ、そういった対応をしていただきたいと思います。

#### ○南委員

2年ぐらいの間、連絡がとれずに滞っていたと理解していいのでしょうか。

それが1つと、それから、今までの説明では、電話をしたり、郵便物を郵送したり、区として払ってくださいという意思を伝えてきたということなのですが、2年ぐらいの間、私は、状況を正確につかむことが一定程度はできたのではないかと思います。例えば、連帯保証人の方にご連絡をとるとか、どういう状況かということ、やっていたのかもしれないけれども、その辺の説明がないので、あえて伺うのです。区側が本人の状況をつかんで、それはやむを得ないとか、あるいは、とても不誠実すぎるということで判断して、こうなったということであれば、それはわからなくもないけれども、その辺をもう少し詳しく説明を伺いたいと思います。

### ○廣田子ども家庭支援課長

再三にわたり、状況をお伺いしたいということで連絡をとっております。督促状におきましても、支払いができない状況であればご相談に応じますという連絡をしているにもかかわらず連絡がとれなかった状況でございます。

こちらの資金につきましては、時効が5年となっておりますので、平成32年12月に時効が成立してしまいます。これは公費で貸し付けをしているものですから、時効を向かえる前に区としても、やれるべきことを尽くすということで提訴に至っております。

また、こちらに関しては、連帯保証人ではございませんで、一般の保証人となっておりますので、借受ている本人への督促が先となり、その後に保証人という形であります。この場合は保証人の方が転居されて、区としてできる限りの手を尽くしましたが、住所がつかめない状況にあります。時効に至る前にやれるだけのことをやっておかないと、仮に、不納欠損で落とす場合には、品川区債権管理審議会に、どういう状況だったかという審査を受けないと落とすこともできないのです。この方が払えない状況であれば、払えないりの状況をつかむ必要がありますが、この人と会うことができないので、会うための手段として提訴をしたものでございます。

### ○南委員

区がどういう形をとっていたか、そのところはわかりました。

この返済済額が38万8,000円なのですが、返還があった最終日を改めて伺いたいと思います。

### ○廣田子ども家庭支援課長

平成27年12月15日です。

### ○つる委員長

ほかにご発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 4 その他

### ○つる委員長

最後に、予定表4のその他を議題に供します。

まず、今定例会の代表・一般質問に係る所管質問ですが、今定例会の代表・一般質問中、文教委員会にかかわる項目について、所管質問をなさりたい委員がいらっしゃいましたら、その基礎となる質問の項目と、それに関する質問内容をこの場でお願いいたします。

なお、本会議での質問の繰り返しにならないようお願いいたします。

質問される委員がいらっしゃる場合は、明日、この委員会で理事者からご答弁をいただき、申し出た委員以外の方にも議論に加わっていただくという形で進めていきたいと思います。

### ○のだて委員

南議員の保育の質問の答弁の中で、2次の空きが984名で、認証の枠が316名あるとのことでしたが、この2次の空きと認証の枠、両方ともですが、このうち0歳から2歳の空きは、年齢別で何人なのか伺いたいと思います。既に認証保育園に通っている方の0歳と1歳の子は、認可保育園に何人入れたのかも伺いたいと思います。

もう一つありまして、安藤議員の教育の答弁で、東京の実態調査では、1日平均勤務時間が11時間52分で、週の在校時間が60時間を超える人の割合が51%とありましたけれども、明らかに長時間労働だと思います。この状況を区は問題だと認識しているのか、子どもの教育に影響を与えると考

ているのか、伺いたいと思います。

また、休日出勤の把握については、適切に在校時間を把握することは大切というご答弁でしたけれども、どのように把握していくお考えなのかを伺いたいと思います。

あわせて、答弁の中でご紹介のあった東京都の勤務実態調査の品川区の資料をぜひ出していただくように要望したいと思います。この質疑を深めるために有効だと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○つる委員長

それでは、のだて委員から、一般質問の南議員の代表質問中、保育の質にかかわること、それから、安藤議員の一般質問のうち、教職の時間勤務、長時間労働等に関する質問。詳細は、質問の繰り返しにならないように精査は必要ですが、今いただいた中でのご答弁をお聞きしたいということですので、明日の委員会で理事者の答弁をいただきたいと思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○つる委員長

それでは、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

明日も午前10時からの開会でございます。

これもちまして、文教委員会を閉会いたします。

○午後2時31分閉会